

地域の元気は日本の元気

— 特区・地域再生 事例集 —

平成21年3月

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 構造改革特区担当室
地域再生事業推進室

目 次

I 特区・地域再生を組み合わせた事例	1
特区・地域再生を組み合わせた事例（日本地図上の位置）	3
特区と地域再生を組み合わせた事例	
山梨県	4
ワイン産業振興特区 《提案者特区》	
山梨県ワイン人材活性化計画	
島根県	6
潮風農業特区	
海士町	
海士デパートメントストアープラン	
～「選ばれし島」まるごと届けます～	
愛知県、豊橋市、	8
豊川市、蒲郡市、	
国際自動車特区 《提案者特区》	
国際自動車産業交流都市計画	
田原市	
II 代表的な特区の事例	1 1
代表的な特区の事例（日本地図上の位置）	1 3
代表的な特区の事例（全25例）	
地域活性化のための総合的特区	
福岡県北九州市（北九州市国際物流特区） 《提案者特区》	1 4
教育関係特区	
群馬県太田市（太田外国語教育特区） 《提案者特区》	1 6
東京都品川区（小中一貫特区）	1 8
静岡県伊東市（伊東市書道教育特区）	2 0
農林水産業関係特区	
どぶろく特区全国一覧	2 2
岩手県遠野市（日本のふるさと再生特区） 《提案者特区》	2 4
果実酒・リキュール特区全国一覧	2 6

徳島県吉野川市（自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区）《提案者特区》	2 8
神奈川県横浜市（市民利用型農園促進特区）《提案者特区》	3 0
香川県内海町(現 小豆島町)（小豆島・内海町オリーブ振興特区）	3 2
福岡県久留米市（久留米カブトムシ特区）《提案者特区》	3 4

福祉関係特区

秋田県（秋田スギ利活用推進福祉特区）《提案者特区》	3 6
神奈川県横浜市（よこはま救急改革特区）《提案者特区》	3 8
富山県、富山市、高岡市、立山町（富山型福祉サービス推進特区） 《提案者特区》	4 0
徳島県上勝町（上勝町有償ボランティア輸送特区）	4 2
熊本県、宇土市、宇城市、城南町、富合町(現 熊本市)、美里町 (福祉コミュニティ特区)《提案者特区》	4 4

環境関係特区

北海道札幌市（風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区）	4 6
青森県（環境・エネルギー産業創造特区）《提案者特区》	4 8
兵庫県姫路市（環境・リサイクル経済特区）	5 0

まちづくり関係特区

北海道札幌市（安心して働ける街さっぽろ特区）	5 2
大阪府、吹田市、寝屋川市(大阪元気コミュニティ創造特区)《提案者特区》	5 4
山口県、美祢市（美祢社会復帰促進センターP F I 特区）《提案者特区》	5 6

産業振興関係特区

岩手県釜石市（港湾物流特区）	5 8
千葉県、木更津市（木更津港湾物流効率化特区）《提案者特区》	6 0
三重県、四日市市、四日市港管理組合（技術集積活用型産業再生特区） 《提案者特区》	6 2
兵庫県神戸市（先端医療産業特区）《提案者特区》	6 4
大分県（大分臨海コンビナート活性化特区）《提案者特区》	6 6

III 代表的な地域再生の事例	6 9
代表的な地域再生の事例（日本地図上の位置）	7 1
代表的な地域再生の事例（全19例）	
 地域のつながり再生関係	
北海道西興部村（西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」）	7 2
東京都豊島区（文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンバス」計画）	7 4
愛知県安城市（地域情報の共有で安全、安心なまちづくり）	7 6
 地域の知の拠点再生関係	
山形県（「食農もがみ」食と農ブランド形成計画）	7 8
岐阜県、大垣市（金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想）	8 0
静岡県、浜松市（知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画）	8 2
京都府、大阪府、奈良県（けいはんな学研都市知的再生計画）	8 4
愛媛県松山市（健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生）	8 6
 地域の雇用再生関係	
北海道俱知安町（国際リゾート都市“くっちゃん”の確立）	8 8
京都府和束町（行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生）	9 0
島根県大田市（輝き再び石見銀山計画（地域資源を活用した産業・観光再生計画））	9 2
熊本県荒尾市（地場産業と住民の共生対流による起業創造と雇用機会の増大）	9 4
沖縄県うるま市（うるま市振興QOLプロジェクト）	9 6
 道整備交付金・汚水処理施設整備交付金関係	
福井県、勝山市（ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画）	9 8
 道整備交付金・転用関係	
福岡県、黒木町（黒木町「環境共生の里づくり」再生計画）	1 0 0
熊本県、山都町（潤い、文楽、そよ風でづぶるまちづくり計画）	1 0 2
 汚水処理施設整備交付金関係	
石川県七尾市（「でか山のまち・ななお」の再生計画）	1 0 4

港整備交付金関係

愛媛県、八幡浜市（“みなとまち八幡浜”再生計画）

106

その他

神奈川県横浜市（横浜型企業誘致・産業立地促進計画）

108

< 参考 >

○ 特区・中心市街地活性化に取り組んでいる事例

111

特区・中心市街地活性化に取り組んでいる事例（日本地図上の位置）

113

特区・中心市街地活性化に取り組んでいる事例

愛媛県
松山市
$$\left. \begin{array}{l} \text{松山市観て歩いて暮らせるまちづくり交通特区《提案者特区》} \\ \text{松山市中心市街地活性化基本計画} \end{array} \right\} 114$$

○ 地域再生・中心市街地活性化に取り組んでいる事例

117

地域再生・中心市街地活性化に取り組んでいる事例（日本地図上の位置）

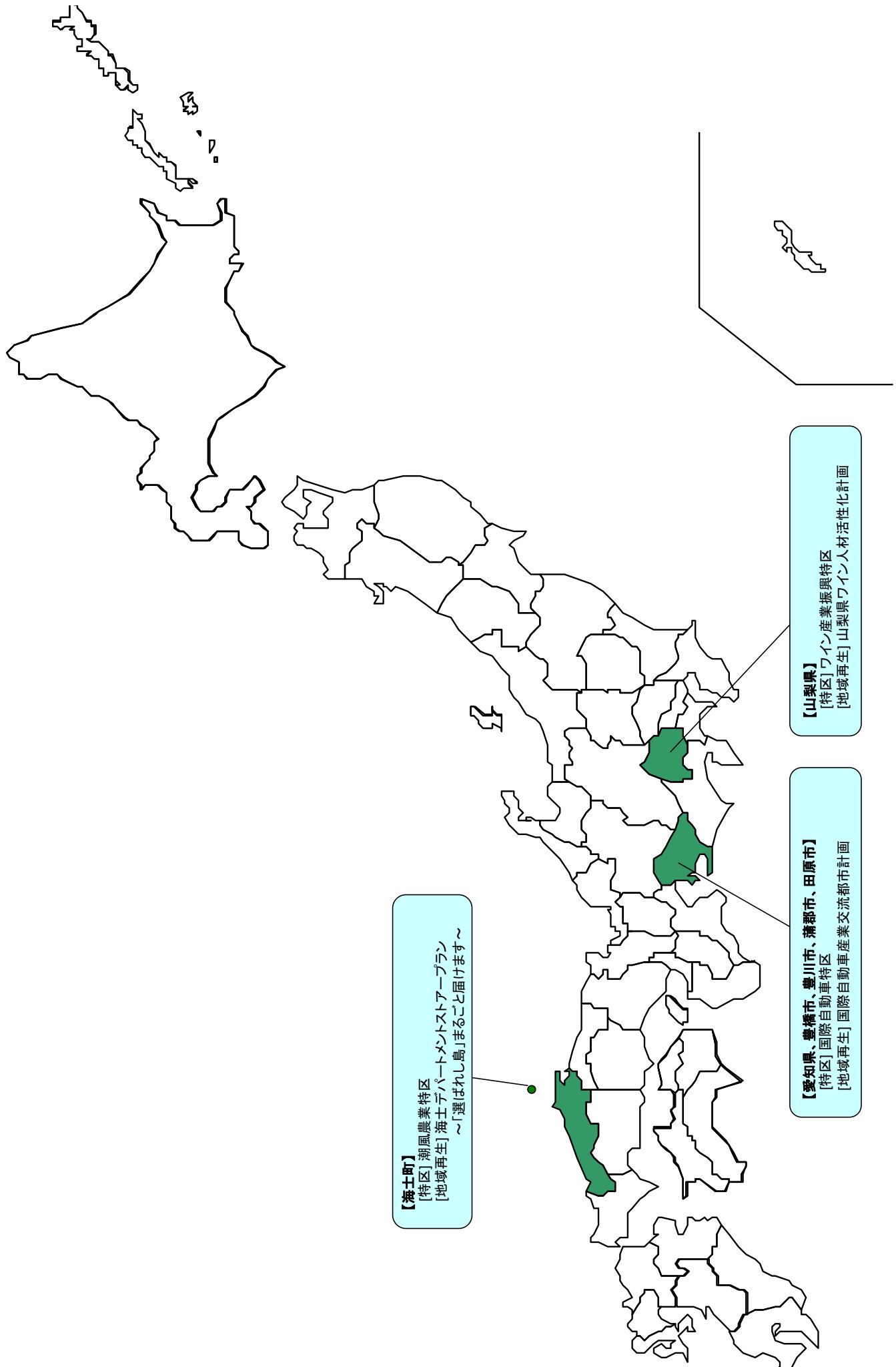
119

地域再生・中心市街地活性化に取り組んでいる事例

大分県
豊後高田市
$$\left. \begin{array}{l} \text{豊後高田「昭和の町」づくり計画} \\ \text{~「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興をめざして~} \\ \text{豊後高田市中心市街地活性化基本計画} \end{array} \right\} 120$$

※ 本書における特区事例については、既に全国展開された特例措置についても、引き続きその内容が有効であることから記載しております。

I 特区・地域再生を組み合わせた事例



[特区] ワイン産業振興特区 《提案者特区》
[地域再生] 山梨県ワイン人材活性化計画

都道府県名 :

山梨県

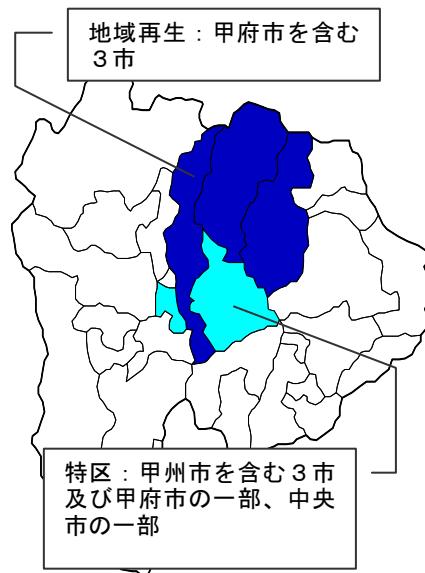
申請主体名 :

山梨県

区域の範囲 :

【特区】
 甲州市、山梨市、笛吹市、
 甲府市の一
 部、中央市的一
 部、

【地域再生】
 甲府市、甲州市、及び山梨
 市の全域



認定状況 :

【特区】

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））

平成 17 年 11 月 22 日 特例措置の全国展開により取消

【地域再生】

平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）

適用される規制
 の特例措置およ
 び支援措置 :

【規制の特例措置】

- 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 [全国展開済]

【提案者】

【支援措置】

- 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム



ワイン産業振興特区

山梨県ワイン人材活性化計画（山梨県）

背景

- 山梨県のワイン産業は、明治以来の長い歴史を持ち、地域の経済はもちろん、生活、文化などに多くの影響を与える重要な地場産業であると同時に、農業、観光、地域景観と結びつき、地域の活性化に欠かせない地域資源となっている。
- しかし、輸入ワインに押されるなどして、国産ワイン生産量に占める本県ワインの割合は全体の30%に低下し、甲州ブドウの使用量も1/3近くまで減少しており、ワイン産地としての活性化を図る必要がある。
- そのためには、ワインの品質向上のための栽培技術及び醸造技術の支援体制の充実が必要であり、その中でもワイン造りに関わる人材の育成が最も重要な課題となっていた。
- 「ワイン造りはぶどう作り」と言われ、質の高いワインを造るには、ワイン製造業者自らが、ワイン造りを見据えた原料用ぶどうの栽培を行うことが望ましい。

経緯及び効果

- 山梨県、山梨大学、地域ワイナリーが連携を強化して、地域としてワインに関わる人材を養成し、その生涯にわたる技術・ビジネス支援を行う「ワイン人材生涯養成拠点」を創設。
 - ・平成19年度から山梨大学においてワイン科学特別プログラムを開設し、大学院修士ワイン科学コースで2名、ワイン技術者再教育コースで8名の学生が研究を開始。
 - ・人材活用推進機能として、ワイン製造に従事する人材のうち規定レベルに達した者を「ワイン科学士」として認定し、生涯にわたる支援を行う。
 - ・平成20年6月には、7名の「ワイン科学士」を認定した。
 - ・ビジネス支援機能として、国内外のワイン人材の交流、ワイナリ一起業ファンドの活用支援を行う。
- ワイン製造業者自身による原料用ぶどう栽培を実施し、遊休農地の有効利用を図る。
 - ・現在5つのワイナリーにおいて、自社でのぶどう栽培を行っており、栽培面積は約3.1haである。
- 甲州ぶどう醸造用仕込量 平成16年度2,500トン → 平成19年度実績2,631トン

【マスコミのとりあげ】

新聞28件

今後の予定等

- 甲州ぶどう醸造用仕込み量 平成22年度目標3,500トン
(原料から一貫生産したワインが誕生するのは、平成22年頃の見込み。)
- 農地のリース方式の活用に向けた支援等を実施し、ワイン製造業者による契約栽培のさらなる拡大を期待。
- 平成22年度までに、ワイン技術者再教育コースで累計40名、大学院修士ワイン科学コースで累計10名の人材を養成する予定。

[特区] 潮風農業特区
[地域再生] 海士デパートメントストアープラン
~「選ばれし島」まるごと届けます~

都道府県名 :

島根県

申請主体名 :

海士町

区域の範囲 :

島根県隠岐郡海士町の全
域

海士町



認定状況 :

【特区】

平成 16 年 3 月 24 日 認定（第 4 回）

平成 17 年 11 月 22 日 特例措置の全国展開により取消

【地域再生】

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））

適用される規制
の特例措置及び
支援措置 :

【規制の特例措置】

- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の
容認 [全国展開済]

【支援措置】

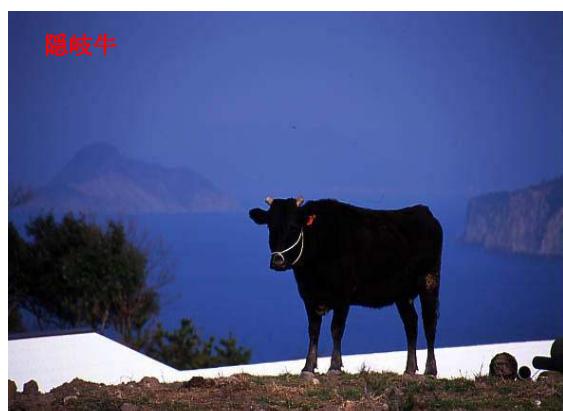
- ・地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）
- ・地域通貨モデルシステムの導入支援

主な関連事業 :

- ・参入意向企業調査研究支援事業（県単独事業）
- ・新山村振興等農林漁業特別対策事業（農林水産省）及び
辺地債の活用による C A S 凍結機の導入



島じや常識「サザエカレー」の製造



隠岐牛

↑素材を活かし全国制覇！雇用確保と定住促進

潮風農業特区

海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島」まるごと届けます～

(島根県海士町)

背景

- 離島であるが故に、過疎化・高齢化は一段と深刻となり、担い手の確保等、一層の交流人口の拡大、定住促進が急務である。
- 米と畜産が基幹農業だが、農業従事者の高齢化、担い手不足により遊休農地が拡大している中、地元建設会社では公共事業削減により事業転換を迫られており、新たな事業展開として農業への参入を希望していた。
- 離島流通のハンディを克服するため、白イカ、サザエ、イワガキ、塩など地場産品の加工開発、販路拡大等、地域ブランド化のための戦略が求められている。

経緯及び効果

- 建設会社等特定企業の農業への参入が可能となったことから、建設会社が肉用牛の飼養を開始し、遊休地が8ha解消した。
- 島に賦存する資源を地域独自の観点から有効活用するため、冷凍新技術（C A S凍結機）を導入し、加工産業の振興による地域経済の活性化と地域雇用の創出を促進。
- 食品加工技術、商品開発、物産・流通・販路拡大等を担う人材育成並びにネットワークづくりの促進。
- 人材育成の取組により加工業を中心とした雇用創出効果86人。
- Iターン者全体の増加数 93世帯167人（離島者を含む）。

【マスコミのとりあげ等】

テレビ約30件、視察等約140件 780名 ※平成19・20年度

今後の予定等

- 平成20年度に隠岐圏域で繁殖牛1,100頭出荷を目指すとともに、肥育牛の定時定量出荷及び品質の向上・安定化を図り、畜産の振興を推進する。
- ICTを活用し島外へ向けての情報発信力を強めていくこととともに、雇用の創出、定住環境の向上に取り組み、定住人口の増大と地域経済の活性化を図る。
- 島のリーディング役商品「イワガキ」・「隠岐牛」・「C A S凍結商品」のブランド化に合わせ島内産品をPRすることで、島まるごとの魅力を発信し相乗効果による島内関連産業の活性化を図る。

〔特区〕 国際自動車特区 《提案者特区》
 〔地域再生〕 国際自動車産業交流都市計画

都道府県名 :

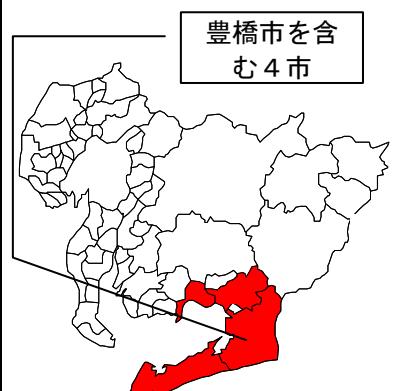
愛知県

申請主体名 :

愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

区域の範囲 :

豊橋市、豊川市（特区は旧宝飯郡御津町域のみ）、蒲郡市及び田原市（特区は旧渥美郡渥美町域を除く）の全域



認定状況 :

【特区】

平成15年5月23日 認定（第1回（2））

平成16年6月14日 隨時変更

平成19年3月31日 特例措置の全国展開により取消

【地域再生】

平成19年3月30日認定（第6回）

平成19年7月4日変更認定

平成20年3月31日変更認定

適用される規制
の特例措置およ
び支援措置 :

【規制の特例措置】

- ・外国人研究者受け入れ促進 [全国展開済] 【提案者】
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・自動車の回送運行における仮ナンバー表示の柔軟化 [全国展開済] 【提案者】

【支援措置】

- ・地域の産学官連携による優れた実用化技術開発への助成
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・日本政策投資銀行の低利融資等

主な関連事業 :

- ・国際自動車コンプレックス
- ・サイエンス・クリエイト21計画



国際自動車特区

国際自動車産業交流都市計画（愛知県、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）

背景

- 三河港は、自動車輸入が全国の約48%を占め、自動車輸出入台数年間149万台、自動車貿易額3兆1千億円超であり、ドイツのブレーマーハーフェン港等と並ぶ世界有数の自動車港湾。
- 三河港地域は、国内企業及び外資系企業の生産・輸出・輸入の拠点が集積するわが国唯一の国際的・複合的な自動車関連産業クラスターを形成。
- 大学等による地域と結びつく产学研官連携を推進する研究拠点地域。

経緯及び効果

- 大学等における外国人研究者の受入れにより产学研官連携による自動車関連研究を推進。
- 三河港において、自動車運搬船から陸揚げされた自動車の駐車場、自動車整備工場その他関係施設への回送又は自動車運搬船に積み込むための自動車の回送時に仮ナンバーの表示を簡略化することにより物流を効率化。
- 地域の产学研官連携による優れた実用化技術開発への助成を受けることにより、特に防災分野を始め実用化を視野に入れた様々な分野の技術開発に取り組む。
- 県市独自の産業振興、企業誘致施策に加え、日本政策投資銀行の低利融資等を活用し、企業誘致を含めた産業振興事業を実施。
- 旧プログラムに基づく支援を引き続き活用し、三河湾浄化の取組を進めるとともに、豊富な観光資源と産業観光資源を活用した観光客招致を推進。
- 年間1万7千時間の回送運行に要する時間の短縮が図られた。
- 外国人研究者の受入れ実績。[36人(平成19年度)]
- 構造改革特区の認定を受けたことから、三河港が自動車企業の関連で、中国やドイツにおいても認知されつつある。
- 平成16年12月 豊橋技術科学大学に自動車の未来技術に特化した研究拠点となる『未来ビークルリサーチセンター』を設立し、さらに研究基盤を充実。

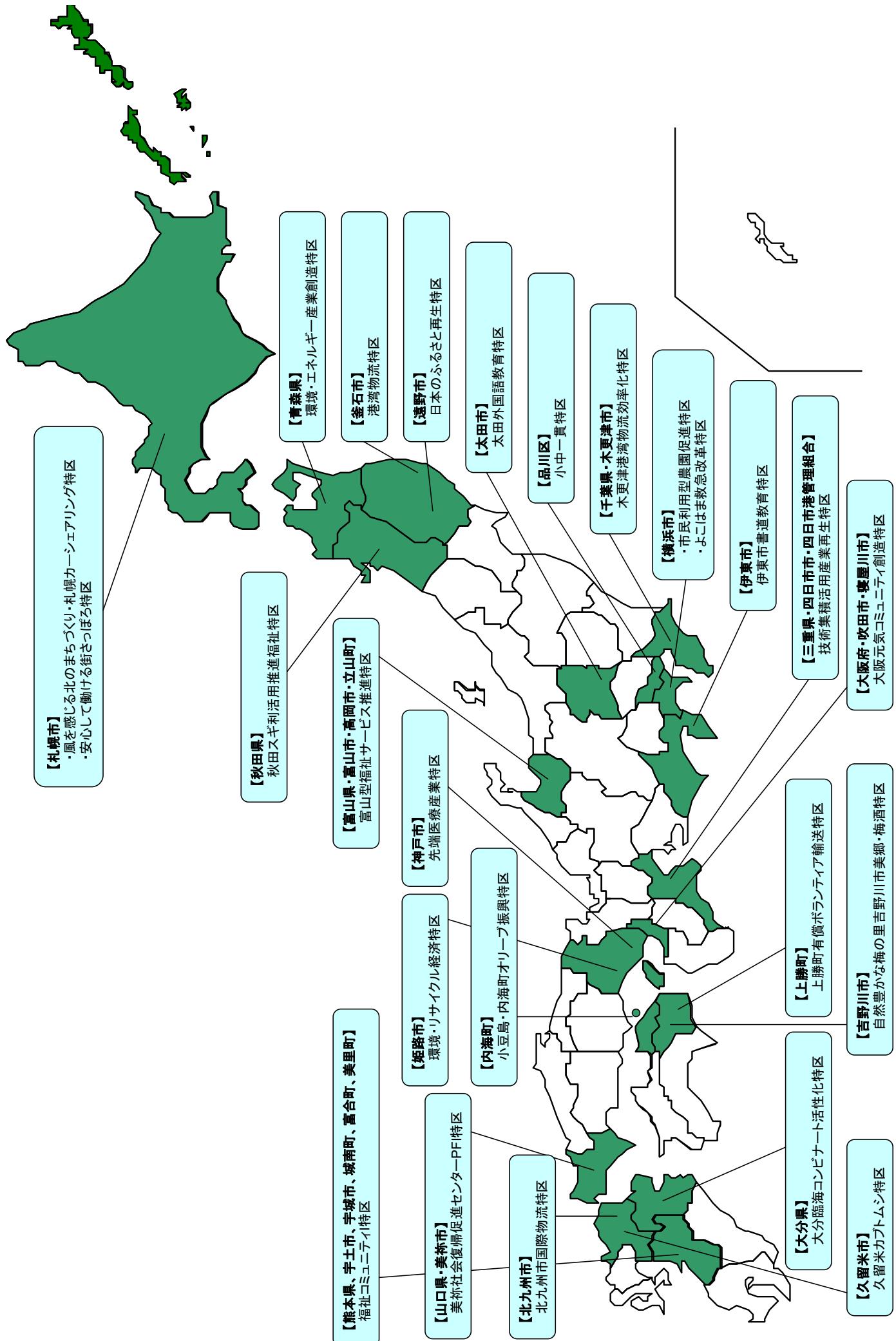
【マスコミのとりあげ】

テレビ報道約5件、新聞 全国紙約20件、地方紙約90件、雑誌約10件

今後の予定等

- 立地企業に対して、県、関係市による各種立地奨励金等の制度に加え、日本政策投資銀行の低利融資を適用し製造品出荷額等の伸びを期待。
- 研究開発機能強化に向けた产学研官連携の一体的な取組により、豊橋技術科学大学等の域内大学との連携研究を推進していく。
- 三河港臨海部での、自動車愛好家のイベントの実施などによる観光客の誘致のほか、ビジネスで来訪する人も呼び込んで、この地域の魅力に触れてもらうことで「産業と観光の連携」を図っていく。

II 代表的な特区の事例



北九州市国際物流特区

《提案者特区》

都道府県名 :

福岡県

申請主体名 :

北九州市

区域の範囲 :

北九州市の全域

北九州市



認定状況 :

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））

（途中 4 回変更あり）

平成 18 年 3 月 31 日 変更（第 10 回）

適用される規制
の特例措置・支
援措置 :

- ・外国人研究者の受け入れ促進【全国展開済】**【提案者】**
- ・外国人の入国、在留申請の優先処理
- ・通関の臨時開港手数料の軽減【全国展開済】**【提案者】**
- ・税関の執務時間外における通関体制の整備【全国展開済】
- ・学校設置会社による学校設置
- ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置【全国展開済】
- ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置
- ・電力の特定供給事業の許可対象の拡大【全国展開済】
【提案者】
- ・システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設【全国展開済】
- ・埋立地の用途変更手続の柔軟化【全国展開済】
- ・特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10 年→5 年）
【全国展開済】
- 他



[立地環境の創出による、アジアを睨んだ物流拠点・産業集積の推進]

北九州市国際物流特区（福岡県北九州市）

背景

- 北九州市は海外との交通・貿易の要衝の地として、また鉄鋼・化学を中心とした四大工業地帯の一つとして発展した都市。
- 近年は経済のグローバル化や産業構造の国際的な調整が進む中、厳しい経済状況。
- このため、「ひびきコンテナターミナル」や「北九州空港」を始めとする大規模物流基盤の整備や産業集積に向けた様々な事業を推進。

経緯及び効果

- アジア諸国に近いという地理的優位性や、新たに整備された港や空港などの物流基盤に、特区による規制緩和を付加することで、産業の集積、港湾の国際競争力の強化を目指し、地域経済の活性化を図るもの。
- 通関の執務時間外対応においては、港湾利用者へのサービス向上も寄与し、平成16年度（4月～3月）の申告件数が前年同時期に比べ、約5割増加している。
- 電力の特定供給においては、平成17年2月1日より特定供給エリアに立地している企業等へ電力を供給している。
- 北九州市国際物流特区構想を平成14年4月に策定して以来、国の規制緩和に加え、市独自の規制緩和や助成措置さらに市の特区に取り組む姿勢などにより、27社の立地表明（26社が立地済）があり、総投資額約1,900億円、雇用者数約4,800名が予定されている。（平成20年度末現在）
- 特区推進条例の制定（市独自の規制緩和）
 - ・北九州市臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の特例など
- 北九州市による補助金の新設（北九州市国際物流特区企業集積特別助成金）
 - ・補助額：最大10億円を限度
- 市独自の分区条例の規制緩和により、臨港地区においてトマトやレタス栽培用のハイテク温室を建設した。
- 北九州市東部にあるマリナクロス新門司では、埋立地に関する規制緩和により、自動車物流センターの立地が促進された。平成16年11月から操業開始しており（平成17年8月拡張）、北部九州における自動車関連の物流拠点となっている。

【マスコミのとりあげ】（平成14年～20年3月）

取材関係 68件（テレビ、雑誌、ラジオ等）

講演関係 68件

行政・企業等視察 63件

今後の予定等

- 進出企業：製造業、流通業、リサイクル業等35件を目標。（平成15年度～平成24年度）。

太田外国語教育特区

《提案者特区》

都道府県名 :

群馬県

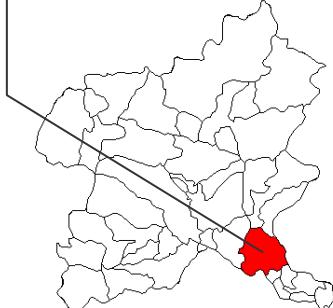
申請主体名 :

太田市

区域の範囲 :

太田市の全域

太田市



認定状況 :

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））

平成 17 年 3 月 28 日 隨時変更

平成 20 年 7 月 9 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

- ・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）[全国展開済]
【提案者】

主な関連事業 :

- ・プレスクールの開校
- ・一般の小中学生及び市民を対象とした英会話スクール等の開校
- ・幼児対象のサマースクールの開催



[小学校からの生きた英語を身につけ、一人ひとりの能力に応じた教育]

太田外国語教育特区（群馬県太田市）

背景

- 自動車や電機産業などの製造業を中心とした工業都市で、海外に現地法人を設置している企業も多く立地し、多数の外国人が在住している。

経緯及び効果

- 小学校から国語と社会等の一部教科以外を全て英語で授業を実施する小中高一貫校を開校（各学級に外国人教師を配置）。
- 小中高一貫校により生徒一人ひとりの能力や可能性に応じた教育、生きた英語を身につける教育を実施。
- 平成17年4月、ぐんま国際アカデミー（設立母体は学校法人太田国際学園）初等部が開校。日本人としてのアイデンティティーを確保しながら、世界の異文化を理解できる真の国際人の育成を目指す。平成20年4月には中等部も開校し、現在中等部1年生まで約550名が学ぶ。21年4月には5期生106名が初等部に入学予定。
- ぐんま国際アカデミーにおける英語イマージョン教育の効果は確実に現れ、高校中級レベルの英語力と認められる英検準2級の合格者は90名を超え、高等学校卒業レベルの2級合格者も約30名輩出している。国語、算数においても各学年で全国標準を上回る成果を挙げている。
- ぐんま国際アカデミー開校後の視察訪問は、全国の自治体、議会、教育機関等約340団体、延べ2,500名にも及び、英語教育の先進的事例を全国に向け発信している。
- ぐんま国際アカデミーと大手出版社との共同開発による英語教材は市内公立小学校にも補助教材として導入され、太田市における英語教育の底辺拡大にも寄与している。

【マスコミのとりあげ】

テレビ約50件、新聞 全国紙約130件、地方紙約50件

今後の予定等

- 平成23年度に高等部を開校予定。

小中一貫特区

都道府県名 :

東京都

申請主体名 :

品川区

区域の範囲 :

東京都品川区の全域

品川区



認定状況 :

平成15年 8月29日 認定（第2回）

平成17年12月 1日 隨時変更

平成20年 7月 9日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制の特例措置 :

- ・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化） [全国展開済]

主な関連事業 :

- ・研究開発学校事業（文部科学省）

- ・教育改革「プラン21」（品川区）



【小中一貫校日野学園】



【小中一貫校伊藤学園】

[独自の地方基準に基づき全区展開する品川区小中一貫教育]

小中一貫特区（東京都品川区）

背景

- 平成12年度から、「教師の意識改革」「学校教育の質的転換」を目指した教育改革「プラン21」に取り組んでいる。「学校選択制」「外部評価制度」「学力定着度調査」を施策の柱として、区を挙げて特色ある学校づくりを推進している。さらに、小・中学校の学校風土、児童・生徒観、教員の指導観の相違による様々な課題を克服することが義務教育の改善に不可欠であると考えている。

経緯及び効果

- 小学校と中学校の垣根を取り去り、9年間一貫したカリキュラムを実施するため、全小中学校で義務教育9年間の教育課程を4年、3年、2年のまとまりで編成・実施。
 - ・教育課程編成基準（小中一貫教育要領）及び教科書（市民科）、副教科書（国語、社会、算数・数学、理科、英語科）の作成
 - ・新たな教科・領域の実施
「市民科」 1年～9年生
「ステップアップ学習」 5年～9年生
「英語科」 1年～6年生
- 施設一体型小中一貫校としての施設改築
 - ・小中一貫校日野学園（第二日野小学校、日野中学校） H18.4月開校
 - ・小中一貫校伊藤学園（原小学校、伊藤中学校） H19.4月開校
 - ・小中一貫校八潮学園（八潮学園小学校、八潮学園中学校） H20.4月開校
- 学校選択で希望申請をする保護者の割合の増加
 - ・小学校 平成15年度入学 平成20年度入学
17.0% 29.8% ⇒ 保護者の教育に対する関心の高まり
- 小中一貫校 職員室一体化による学校組織の活性化（校長1、副校長3、主幹5）
 - ・各教諭の校務の軽減 校務ごとの座席配置 ⇒ 学校運営の効率化の推進
- 小中一貫校以外の全ての区内小・中学校が、各地域で学習指導、生活指導、学校行事で具体的な連携活動の充実
 - ・合同宿泊行事、合同運動会、合同研究会、小・中学校の授業交流
⇒ 教員の他校種への理解の深化

【マスコミのとりあげ】

- 新聞、雑誌、テレビなど、取材・掲載・放映多数。
- 全国各地より視察多数（年間3,000人程度）
- 平成18年7月 小中一貫教育全国サミット開催（小中一貫校日野学園にて、全国より1,600名参加）
- 平成21年1月 小中一貫教育全国サミット開催（小中一貫校伊藤学園にて、全国より1,700名参加）

今後の予定等

- 3校（品川地区、荏原東地区、荏原西地区）の施設一体型小中一貫校の開校
- 小中一貫教育の評価（教育課程の妥当性、児童・生徒の変容、保護者の意識 等）
- 品川区小中一貫教育要領及び品川区独自教科書、副教科書、教材の改訂

伊東市書道教育特区

都道府県名 :

静岡県

申請主体名 :

伊東市

区域の範囲 :

伊東市の全域

伊東市



認定状況 :

平成 17 年 11 月 22 日 認定（第 9 回）

平成 19 年 3 月 30 日 隨時変更

平成 20 年 7 月 9 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

- ・ 特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）[全国展開済]

主な関連事業 :

- ・ 地域子ども教室推進事業（文部科学省）



[書道で 仲良く・正しく・たくましく]

伊東市書道教育特区（静岡県伊東市）

背景

- 伊東市は海・山の自然に恵まれた風光明媚な地にあり、その中で人々は古くから芸能（舞・音曲・詩歌）を愛し、生活を楽しんできた。
- 著名な文人墨客がこの地を訪れ、多くの詩歌や書画を残している。市内には与謝野晶子、尾上柴舟等の歌碑が見られ、池田20世紀美術館、木下李太郎記念館等多くの博物館、美術館が点在しており、市民の文芸への意識は高い。市民有志による芸術活動推進の気風は強く、「全国絵画公募展IZUBI」、「千字文大会展」等の文化事業も盛んに行われている。
- 市教育委員会では文部科学省の地域の子ども教室推進事業の助成を受け、「子ども書道教室」を平成17年度より開講し、毎回25人以上の子どもが熱心に書道に取り組んでいる。
- このように、地域には日本の伝統文化を継承しようとする意識が根付いており、書道教育への関心も高い。
- 書道教育を通して日本の伝統文化への関心を高めたり、豊かな感性を育てたりすることによって、本市の教育課題である児童の「表現力の向上」や「心の教育」を解決し、将来的な本市の発展や地域の活性化につなげていく。

経緯及び効果

- 平成18年度から伊東市立南小学校で3年間、平成19年度から伊東市立東小学校で2年間モデル事業として実施。
- 小学校第1、2学年に「書道科」の時間を新設する。第1学年は34時間、第2学年は35時間を生活科の授業時数から「書道科」の時間に充てる。
- 指導は担任と書道藝術専門学校の免許所有者が当たる。
- 子どもが書道に関心をもち、始筆・終筆等基本に忠実に書けるようになった。
- 話を最後まで聞くことができるようになり、挨拶や礼儀が正しくなった。
- 書道で学習した内容が硬筆にも反映し、ノートの字を丁寧に書くようになった。
- 多くの子どもが互いの良さを認めることができるようになった。

【マスコミのとりあげ】

新聞・TV・冊子・視察等約30件

今後の予定等

- 平成21年度から市内全10小学校の1、2学年で「書道科」の授業を実施
- 市民への公開授業と指導法研修会の実施

どぶろく特区

全国一覧

既に認定された特区 91件

(平成21年3月末現在)

*酒田どぶろく特区
★★寺内町共生特区
★★高麗再生特区
★★島上の生きを活かした100万人
★交旅のまちづくり特区
★あらかること体験あれあい特区
★東洋のアルカチア都市再生特区
★山辺の里清水どぶろく再生特区

*おぢや農都共生特区
★★越後里山活性化特区
★佐賀市入江漁港区域
★★共和国再生特区
★湯浅温泉どぶろく特区
★★阿賀町活性化特区
★★村上市どぶろく特区
★南あわじ市どぶろく特区

*グリーンゾーリスム特区
★★加西市農地活性化特区
★★丹波さとうさと
酒農・楽農特区
★丹波市いきいき活性化計画
★篠山市どぶろく特区

*ふるさとビール祭り特区

*日登のさとうくみやま特区

*美作國・腰うねの里特区

*うまじ田園酒特区

*北広島やまとくみやま特区

*美作國・腰うねの里特区

*うまじ田園酒特区

*ホタルヒーリングの里特区

*佐賀市ふるさと
再見特区

*牛鬼の里うわじま
どぶろく特区

*内子ゾーリスム
どぶろく特区

*三加利8つの里
ケーランゾーリスム特区

*四万十ゾーリスム
どぶろく特区

*ソーリスム特区

*高知市酒特区

*三原村酒特区

*宿毛市酒特区

*大豊町どぶろく
どぶろく特区

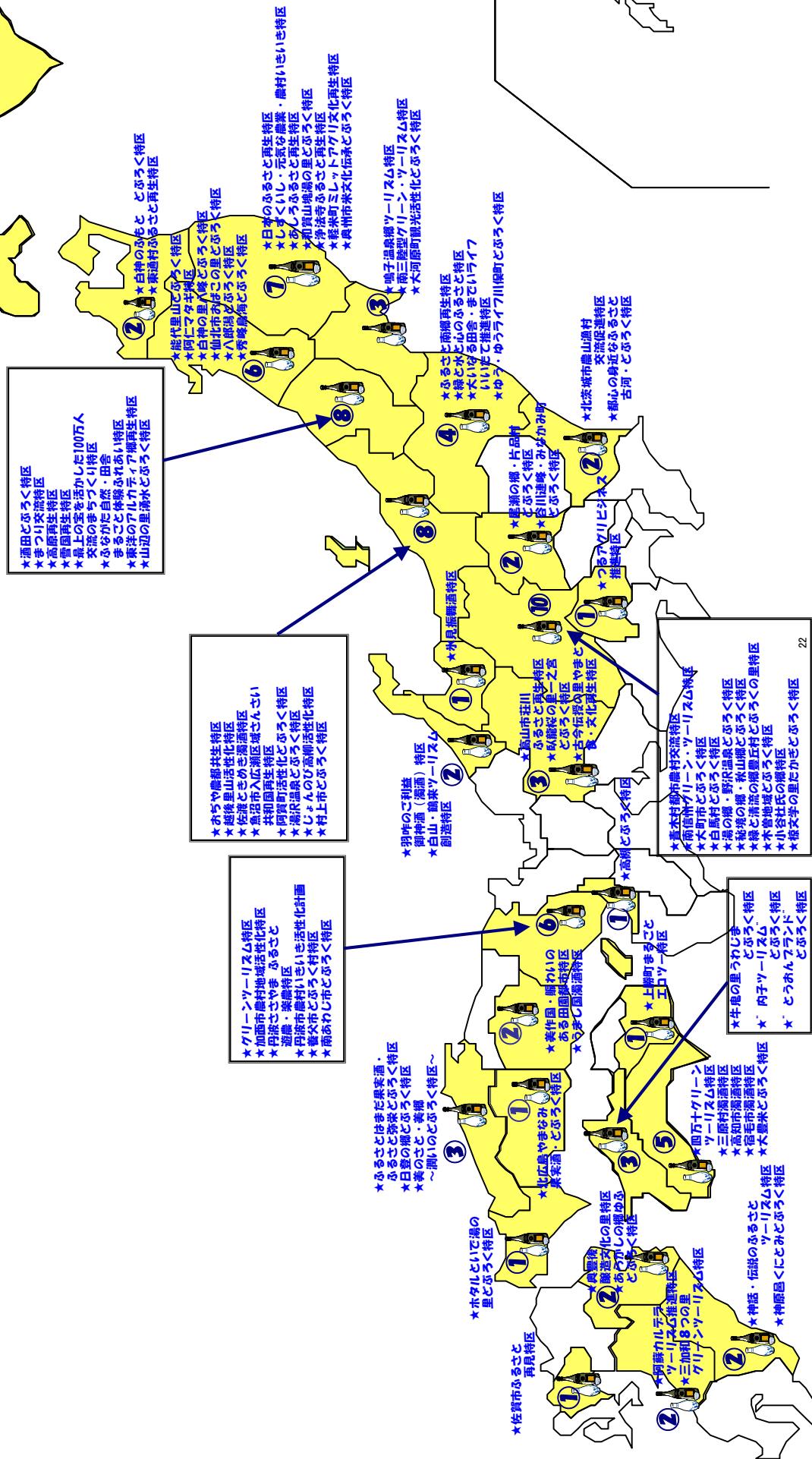
*木曾川の郷
どぶろく特区

*木曾川の郷
どぶろく特区

*小谷は氏の郷特区

*柳文李の里たかざどぶろく特区

22



日本のふるさと再生特区

《提案者特区》

都道府県名 :

岩手県

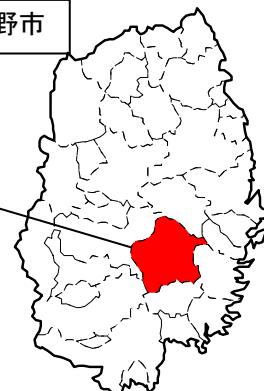
申請主体名 :

遠野市

区域の範囲 :

遠野市の全域

遠野市



認定状況 :

平成 15 年 11 月 28 日 認定（第 3 回）

（途中 2 回変更あり）

平成 18 年 3 月 31 日 隨時変更

適用される規制の特例措置 :

- ・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 【提案者】
- ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認 [全国展開済]
- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 [全国展開済] 【提案者】
- ・農地取得後の農地の下限面積要件緩和 [全国展開済]

主な関連事業 :

- ・グリーン・ツーリズムを担う人材育成の場として、東北ツーリズム大学開校
- ・合宿所として農家を活用し、農業体験をしながら自動車運転免許を取得する、遠野ドライビングスクールの開設



[どぶろく等、地域に根ざした文化による地域活性化]

日本のふるさと再生特区（岩手県遠野市）

背景

- 「遠野物語の里」を形成する、ゆかしい歴史・文化、自然環境を大切にした「日本のふるさと」としてのまちづくりを展開。（遠野ふるさと村、伝承園、ふれあい交流センター等の交流拠点を整備し、地元住民と都市住民との交流によるグリーン・ツーリズムを推進）
- 一方、高齢化が進行し、農林業が停滞。日本の原風景の維持が困難。（農業従事者の高齢者割合 53%（平成 12 年農業センサスより））

経緯及び効果

- 「ぬくもり」と「もてなし」の心でつくる遠野ツーリズムの推進。
 - マスコミに『どぶろく特区』として大きく取り上げられ、観光客が増加
 - ・日帰客 平成 14 年 150 万人 → 平成 20 年 153 万人
 - ・宿泊客 平成 14 年 57 千人 → 平成 20 年 61 千人
- 「おもしろさ」と「やる気」を感じる新たな起業の促進。
 - 平成 16 年 3 月から、農家民宿においてどぶろくを製造開始
 - ・どぶろく製造場・・・市内に 4 箇所（平成 20 年 4 月現在）
 - ・どぶろくが楽しめる場所・・・7 箇所（平成 20 年 4 月現在）
 - 平成 16 年 4 月から、地元建設業者が 50a の農地でほうれんそう栽培を開始
 - ・企業等の新規就農・・・5 社（平成 20 年 4 月現在）
- 平成 18 年 2 月、遠野市を会場に全国のどぶろく試飲会を開催（参加者 250 名）。これに続き、平成 19 年 2 月の岩手県雫石町での試飲会、平成 20 年 2 月の岩手県二戸市での試飲会、平成 21 年 2 月の山形県飯豊町での試飲会に参加。いずれの会場においても、どぶろくの味に高い評価を得ている。

【マスコミのとりあげ】

テレビ 80 件、新聞 200 件（地方紙含む）、雑誌 30 件以上（H14～H20）

今後の予定等

- 農家民宿等における濁酒製造：4 件（平成 20 年度）→10 件（目標値）
- 平成 22 年の『遠野物語』発刊 100 周年を契機に、ふるさとの文化を活かしたまちづくりを展開していく。

果実酒・リキュール特区 全国一覧

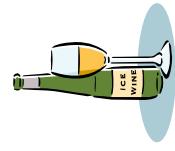
既に認定された特区 19件

(平成21年3月末現在)

- 8件 果実酒(707(708))
- 13件 果実酒(709)
- 11件 リキュール(709)
 どぶろく(参考)



【青森県】1 黒石りんごワイン産業活性化振興特区



【島根県】2 ふるさとはまだ果実酒・ぶるさとぶろく特区
純国産・安全健やか・津和野冬虫夏草酒特区

【広島県】1 北広島やまなみ 果実酒・どぶろく特区

【熊本県】2 奥豊後竹田・醸造文化の里特区
ツーリズムのまち宇佐・ハウスマシン特区

【愛媛県】2 宇城の地のもんでワイン・リキュール特区
天草宝島ワイン・リキュール特区

【宮崎県】1 名水のまち ワインづくり特区

【大分県】2 奥豊後竹田・醸造文化の里特区
ツーリズムのまち宇佐・ハウスマシン特区

【高知県】1 うわじま“虹色酒づくり”どぶろく果実酒特区
“内子ツーリズム”どぶろく果実酒特区

【長野県】1 とうみsunライズワイン・リキュール特区

【滋賀県】2 日本のまんなかフルーツ酒特区
明和町の特産物で作る果実酒特区

【群馬県】2 とうみsunライズワイン・リキュール特区

【和歌山县】2 紀州みなべ海酒特区
紀州田辺の特産果実酒・リキュール特区

【山梨県】1 北杜市地域活性化ワイン特区

【福島県】1 自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区

自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区

《提案者特区》

都道府県名 :

徳島県

申請主体名 :

吉野川市

区域の範囲 :

吉野川市の区域の一部（美郷地区）



認定状況 :

平成 20 年 7 月 9 日 認定（第 17 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・特産酒類の製造免許の要件緩和【提案者】

主な関連事業 :

- ・物産館の活性化（地産地消の推進）
- ・イベントとのタイアップ
- ・グリーン・ツーリズム推進事業



[地域で生産し、地域に来て消費する新たな地産地消モデルを構築]

自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区（徳島県吉野川市）

背景

- 徳島県内有数の梅産地である美郷地区には、梅の花シーズンになると多数の観光客が美郷地区を訪れており、梅の里として位置付けられている。しかし、観光客の大半は近隣市町村から訪れており、明石大橋開通により陸続きになった近畿地方からの来客は少数であり、梅の里としては全国的に無名である。

経緯及び効果

- 梅生産農家による梅干し等の梅加工品が生産されており、市場での評価は好評であるが、他産地でも同様の商品が製造されており、梅産地として生き残るために美郷独自性を打ち出した商品開発が必要である。また、農業の担い手として女性が目立つようになり、女性の感覚を生かした特産品として特区を活用した梅酒製造にチャレンジする。
- 美郷地区をブランドとした「キレイのさと美郷」を発足、美郷地区がもつ資源を有効に活用するため崇城大学村上光太郎教授を講師に招き、地元特産農産物、山野草等を原材料とした特産品の研究開発、商品販路開拓を行う。
- 美郷春夏秋冬365日体験メニューづくりの企画により、美郷らしさをテーマに開発した健康食マクロビオティック料理を提供する農家レストランの開業、徳島県では初となる農業体験をメインとした農家民宿の開業、民間事業者による少人数を対象とした小旅行企画、美郷地区の名所高開地区の石積みが「にほんの里100選」に選定される等、梅酒特区をきっかけに過疎と高齢化により輝きを失いつつあった美郷地区は、現在県内で一番活気あふれる地域となる。
- 農業者1名が税務署に酒類製造免許申請を行う。（平成21年5月許可予定）

【マスコミのとりあげ】

梅酒特区関係のみ
テレビ5件、新聞9件

今後の予定等

- 県、市等が認定審査を行っている特産品審査会へ特区により製造された梅酒を申請。
- 租税特別措置法を活用して農家民宿等が自家製梅酒を飲食時に提供。
- 特区による梅酒製造記念及び梅の里美郷を全国にアピールする梅酒まつりを実施予定。

市民利用型農園促進特区

《提案者特区》

都道府県名 :

神奈川県

申請主体名 :

横浜市

区域の範囲 :

横浜市の全域



認定状況 :

平成15年8月29日 認定（第2回）

平成17年11月22日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制の特例措置 :

- ・市民農園の開設者の範囲の拡大【全国展開済】**【提案者】**

主な関連事業 :

- ・市民利用型農園
- ・市民農業大学講座の開催
- ・横浜ブランド農産物の生産振興



(写真提供 JA 横浜)

[都市に緑と潤いをもたらす横浜型特区農園]

市民利用型農園促進特区（神奈川県横浜市）

背景

- 横浜市域は人口 365 万人を抱える大都市でありながら、谷戸や丘が多い複雑な地形により、市民生活の身近な場所に緑(樹林地・農地等)や川などの豊かな都市環境「横浜自然」が残っている。
- 農地は、所有者の高齢化や、担い手の不足、開発圧力等により、最近の 10 年では年間約 50ha 減少している。また、遊休化も進んでおり、市内の耕作放棄地は 67ha(平成 17 年)となっている。
- 市民の環境意識の高さを背景に、横浜市域では緑地における愛護会活動や市民農園など、市民自らの発意による環境を守り育て・活用する活動が盛んで、市に対する要望も多く寄せられている。
- また、市民農園では、開設と同時に満員になるなど、高い活動ニーズがあり、都市環境の重要な構成要素である農地について、農業振興とともに、市民活動ニーズを活かした保全への取組が求められている。

経緯及び効果

- 農地所有者による市民農園の開設が多数促進された。
平成 20 年 3 月末現在 83 農園 10.8 ha
- 農地は、食糧生産の場だけでなく、良好な都市環境を形成する重要な役割を担っているが、所有者の高齢化や担い手不足等による農地の遊休化に対し、農業内部だけの対応だけでは解決が困難な状況にあり、市民等の「民の力」を導入することで、農地の適正かつ効率的な利用を進め、農地の保全や農業の活性化を図ることができることから、大都市における都市農業のモデルになるよう推進中。
- 市民農園利用料収入が増加するだけでなく、農園利用に関連する資材や活動に関する経費が地域内で増大した。

【マスコミのとりあげ】

雑誌 ミニコミ紙 2 件、視察約 20 件

今後の予定等

- 市民の農業体験の場を確保するとともに、農業への理解を深め、良好な農地の保全を図る。

うちのみ
小豆島・内海町オリーブ振興特区

都道府県名 :

香川県

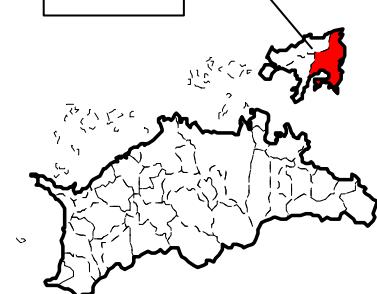
申請主体名 :

内海町
(現小豆島町)

区域の範囲 :

内海町の全域

内海町



認定状況 :

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））
平成 17 年 11 月 22 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

- ・ 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 [全国展開済]

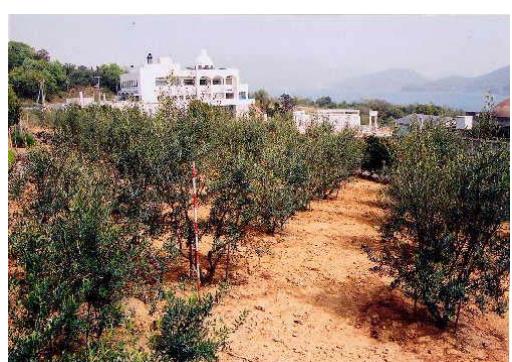
主な関連事業 :

- ・ オリーブ振興事業（町単独事業）
- ・ 多彩な園芸産地等育成推進事業（県・町共同事業）
- ・ 特定農山村総合支援事業（国・県・町共同事業）

【オリーブの花】



【オリーブ栽培地】



[オリーブを核として「農業・食品産業・観光業」の活性化]

小豆島・内海町オリーブ振興特区（香川県内海町）

背景

- 小豆島の特産物であるオリーブを核としてまちづくりを展開。
- 一方、過疎化・担い手の高齢化による農業離れが顕著で栽培者の確保が困難。

経緯及び効果

- 町の施策に賛同する地元企業自らが、地域資源であるオリーブの栽培に取り組み、小豆島産オリーブの果実・葉等の原材料を確保し、加工する。
- これにより、遊休農地を有効活用するとともに、オリーブによる官民一体となつたまちづくりを促進する。
- 企業6社の農業参入により7.1haの遊休農地の解消が図れた。また、これらの営農地は十分に維持管理され、地域の模範となっている。
(現小豆島町全体：企業9社が参入、遊休農地14.8haを解消)
- テレビ、新聞、雑誌等で「オリーブ特区」として取り上げられ、視察、取材を通して小豆島をPR。
- 町単独事業「オリーブ振興事業」を拡充し、平成20年度よりオリーブ苗木配布事業を開始（平成19年度までは、国庫補助事業で実施）。
- 農業生産活動面積（平成20年度実績）
株式会社によるもの：旧内海町 7ha、現小豆島町 15ha
町全体 : 旧内海町 30ha、現小豆島町 55ha
- 平成20年に、農業で5千万円、加工業で2億円、観光業で1億円の売上（旧内海町の実績）

【マスコミのとりあげ】

テレビ報道約30件、新聞 全国紙約20件、地方紙約50件
雑誌約50件、講演依頼5件、視察約50回

今後の予定等

- 小豆島産オリーブを使った新しい加工商品の開発、オリーブによる景観形成や環境美化、収穫・搾油等の体験学習を取り入れたグリーンツーリズムを推進。
- 未利用部分（果汁や搾りかす）を有効活用した商品の開発、「小豆島オリーブ」のブランド化の更なる推進。
- 一定の栽培面積は確保されてきており、今後は、生産者の確保・収穫体制等の確立と併せて、品質の向上や収穫量の増大への対応が重要。

久留米カブトムシ特区

《提案者特区》

都道府県名 :

福岡県

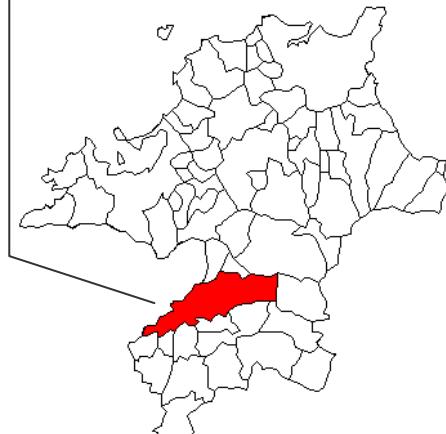
申請主体名 :

久留米市

区域の範囲 :

久留米市の区域の一部

久留米市

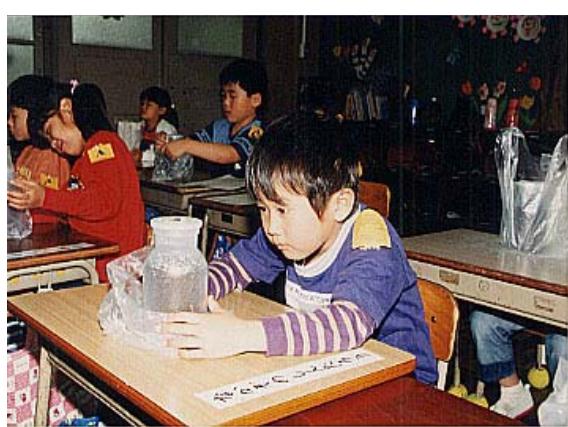


認定状況 :

平成 17 年 3 月 28 日 認定（第 7 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・家畜排せつ物を利用した昆虫飼育の容認
【地元の個人が提案者】



[家畜排せつ物を使ったカブトムシの飼育、寄贈事業の実施]

久留米カブトムシ特区（福岡県久留米市）

背景

- この地域は、九州一の大河筑後川の中流に位置し、肥よくな筑紫平野、筑後地域の中核都市であるとともに、農業産出額も県内一位で畜産も盛んに行われており、バランスの取れた田園都市を形成している。
- 恵まれた自然環境の下、永年にわたりカブトムシを家畜排せつ物を利用して飼育し、全国の学校等へ寄贈していたが、家畜排せつ物法の完全施行により、堆肥を利用したカブトムシの飼育が出来なくなる見込みとなった。

経緯及び効果

- 市内の酪農家が家畜排せつ物を使ったカブトムシ飼育を継続して実施し、青少年の健全育成を目的とした、保育園・小学校等への無償配布事業を継続して実施。
(年間 20,000 匹程度の幼虫・成虫を飼育し、寄贈)

特区認定後、久留米市内の小学校、幼稚園、保育所等を中心に、首都圏等全国に約 20,000 セットを無料配布している。
- カブトムシの配布により、幼児・児童の自然等への関心と心の教育の醸成を促し、地域社会・学校・家庭の情報交流などの連携を図ることにより、地域が一体となつた青少年健全育成活動に取り組むきっかけとなっている。

【マスコミのとりあげ】

事業者本人へのテレビ取材、新聞各社、雑誌、週刊誌からの多数の取材あり。

今後の予定等

- 事業者は今後も、カブトムシ配布を通じて、青少年健全育成活動を実施する予定。

秋田スギ利活用推進福祉特区

《提案者特区》

都道府県名：
申請主体名：

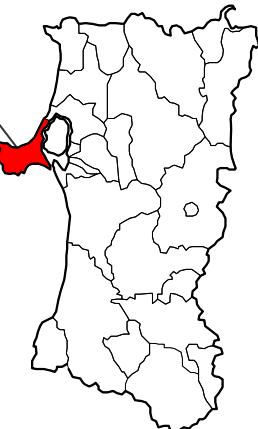
秋田県

秋田県

区域の範囲：

男鹿市の全域

男鹿市



認定状況：

平成16年6月21日 認定（第5回）

平成18年7月3日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置：

- ・木造建築による社会福祉施設の設置【全国展開済】
【地元の団体が提案者】

主な関連事業：

- ・「木との出会い」推進事業
- ・秋田の木・利用推進木造公共施設等整備事業



[秋田スギによる癒し空間の提供]

秋田スギ利活用推進福祉特区（秋田県）

背景

- 森林面積は82万1千haで県土の71%を占めているが、木材関連産業の製品出荷額が急激に減少してきている。
- 県産材の建築物における木材使用量がライフスタイルの変化に伴い減少し、さらには外材等の他産地材との競争激化によりシェアが奪われてきている。

経緯及び効果

- 木造建築による社会福祉施設が平成17年2月に完成、同年3月には入所を開始。入所定員50名（全個室）
- 特例措置の活用により、老人福祉施設等の木造での建築が可能となり、県産材である「秋田スギ」の需要が拡大し、木材関連地場産業の活性化が図られた。

県全体のスギ製品出荷量実績	平成17年度	344千m ³
	平成18年度	394千m ³
	平成19年度	441千m ³

- 老人福祉施設への木材の使用により、木の持つ癒し効果でストレスが減り、アレルギーが抑制されたため、老人福祉施設等の居住性が向上し、心身に優しい癒し空間が提供された。

【マスコミの取り上げ】

新聞～秋田魁新報、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞等で記事掲載
テレビ、ラジオ～秋田放送、秋田朝日放送、NHKラジオ
雑誌～日経アーキテクチャー

今後の予定等

- 秋田県では、県全体のスギ製品出荷量について、現状(平成16年)320千m³を、平成22年に480千m³とすることを目標にし、「秋田スギ」の利用を推進。

よこはま救急改革特区

《提案者特区》

都道府県名 :

神奈川県

申請主体名 :

横浜市

区域の範囲 :

横浜市の全域



認定状況 :

平成 20 年 3 月 31 日 認定（第 16 回）

適用される規制の特例措置 :

- ・救急隊編成の弾力化【提案者】

主な関連事業 :

- ・市民等への広報活動
「救急に関するガイドブック」の全世帯配布など、市民広報活動を実施
- ・学齢期からの救急教育
小・中学生に対して、応急手当や救急車の利用などに関する指導を実施
- ・トリアージ精度のさらなる向上
横浜市メディカルコントロール協議会において、識別プログラムの検証
- ・「横浜市救急条例」の施行
コールトリアージの実施等を明文化した「横浜市救急条例」の施行



[救命率の向上を目指して]

よこはま救急改革特区計画（神奈川県横浜市）

背景

- 救急隊は、原則として「救急自動車 1 台及び救急隊員 3 人以上」で編成しなければならないと政令により定められている。
- 救急隊の出場件数は増加傾向にあり、かつ、傷病者の緊急度・重症度の程度は、生命の危機に瀕する重篤なものから生命危険の認められない軽症のものまで、多様なものとなっている。
- このため、軽症者を取扱中に、同一地域で重症者が発生した場合に、救命処置の開始が遅れてしまう事例が発生している。

経緯及び効果

- 総務省令で定める要件を満たし、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関等に搬送する場合は、「救急自動車 1 台及び救急隊員 2 名」による救急隊の搬送が可能となった。
- 119 番通報の聴取内容から傷病の程度及び緊急性を判断する、「コールトリアージ」の実施等を明文化した、「横浜市救急条例」を制定し、平成 20 年 10 月 1 日に施行した。

・運用開始時の救急体制	<table border="1"><tr><td>救急隊（隊員 2 名）</td><td>… 32 隊</td></tr><tr><td>救急隊（隊員 3 名）</td><td>… 30 隊</td></tr><tr><td>救命活動隊</td><td>… 32 隊</td></tr></table>	救急隊（隊員 2 名）	… 32 隊	救急隊（隊員 3 名）	… 30 隊	救命活動隊	… 32 隊
救急隊（隊員 2 名）	… 32 隊						
救急隊（隊員 3 名）	… 30 隊						
救命活動隊	… 32 隊						

- コールトリアージで、緊急度・重症度が高いと判断された事案ほど、最も先に到着した部隊（救急隊、救命活動隊又は消防隊）の出動から到着するまでの時間が、導入前よりも早くなっている。

※ 運用開始から 3 か月経過後の状況では、最も緊急度・重症度が高い事案における平均現場到着時間は、運用開始前と比較して 51 秒早くなっている。

【マスコミのとりあげ】

テレビ取材、新聞各社からの多数の取材あり。

今後の予定等

- 平成 21 年度は、隊員 3 名の救急隊 10 隊を隊員 2 名の救急隊に変更するとともに、新たに救命活動隊 10 隊を導入する予定。

・21 年度事業完了時の救急体制	<table border="1"><tr><td>救急隊（隊員 2 名）</td><td>… 42 隊</td></tr><tr><td>救急隊（隊員 3 名）</td><td>… 20 隊</td></tr><tr><td>救命活動隊</td><td>… 42 隊</td></tr></table>	救急隊（隊員 2 名）	… 42 隊	救急隊（隊員 3 名）	… 20 隊	救命活動隊	… 42 隊
救急隊（隊員 2 名）	… 42 隊						
救急隊（隊員 3 名）	… 20 隊						
救命活動隊	… 42 隊						

富山型福祉サービス推進特区

《提案者特区》

都道府県名 :

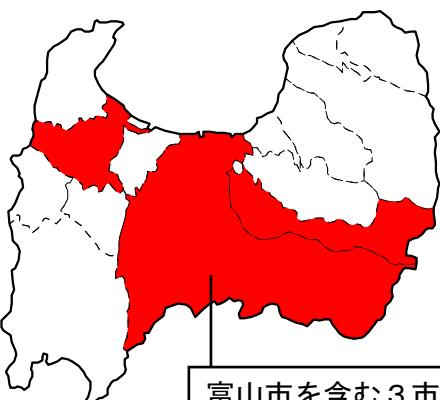
富山県

申請主体名 :

富山県、富山市、高岡市、
立山町

区域の範囲 :

富山市及び高岡市並び
に中新川郡立山町の全
域



認定状況 :

平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 11 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）
の受入事業【提案者】

主な関連事業 :

- ・ 「富山型デイサービス推進特区」[全国展開済]
注) 参照



[誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりのために]

富山型福祉サービス推進特区（富山県、富山市、高岡市、立山町）

背景

- 富山県では、高齢者・障害者・障害児等を区別せず、身近な地域で家庭的な雰囲気のもとサービスを提供する「富山型デイサービス」と呼ばれる取組が定着し、障害児（者）の居場所の提供、社会的自立や生活の自立が促進されるという大きな役割を果たしている。
- 障害者の自立と社会参加をより促進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、デイサービスに限らず、宿泊サービスについても富山型の推進が不可欠と考えられる。

経緯及び効果

- 通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所が利用できるようになることから、障害児（者）が利用できる社会資源の増加につながり、障害児（者）の地域での自立が促進される。
- 利用可能な事業所の増大による、家族等の介護負担が軽減する。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の経営が安定する。
- NPO等の事業者の新規参入による福祉ビジネスが創出される。

【マスコミのとりあげ】

新聞、地方紙掲載

今後の予定等

- 今後3年間に指定小規模多機能型居宅介護事業所が約30箇所設置される見込みで、その約半数の15事業所で2名程度（全体として約30名）を受け入れることを目指して、調整していく予定。

注) 「富山型デイサービス推進特区」（申請主体：富山市ほか9市2町）

【特区の概要】 「指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認」（全国展開済）を活用し、高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児が、区別なく一緒に身近な地域でデイケアを受けられるよう指定通所介護事業所等で知的障害者や障害児のデイサービスを実施するもの。

【計画の経緯】 75か所の高齢者デイサービス事業所において、知的障害者と障害児の受入事業の契約を締結し、うち56か所の事業所で知的障害者・障害児の受入を行っている。

上勝町有償ボランティア輸送特区

都道府県名 :

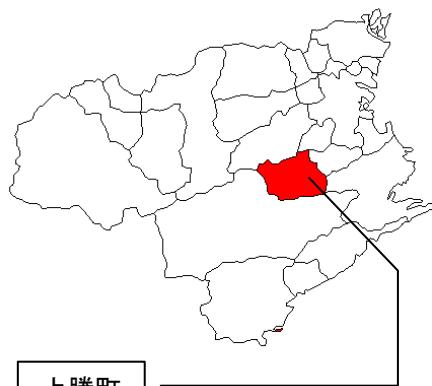
徳島県

申請主体名 :

上勝町

区域の範囲 :

徳島県勝浦郡上勝町の
全域
(ボランティア輸送の
発着地点の何れか)



上勝町

認定状況 :

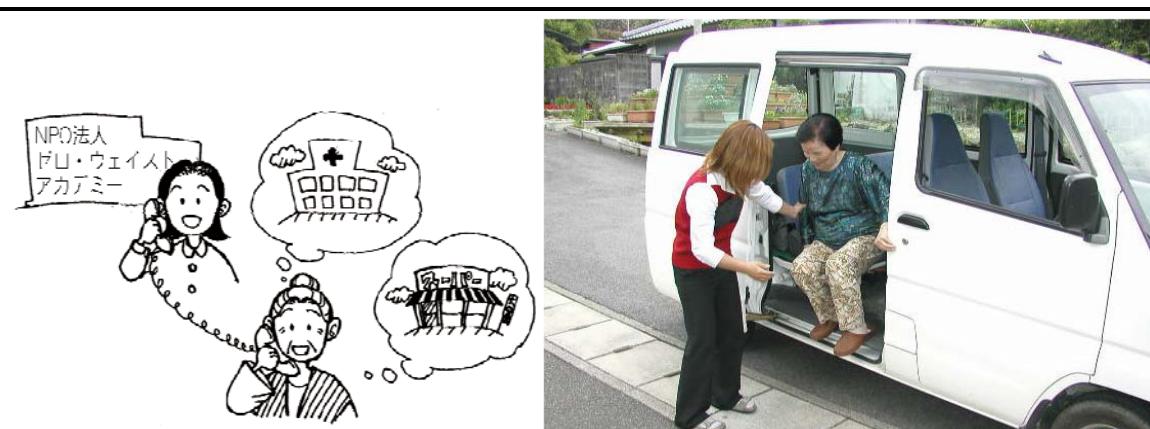
平成 15 年 5 月 23 日 認定 (第 1 回 (2))
平成 16 年 6 月 14 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

- ・交通機関空白の過疎地におけるボランティア輸送の有償化
[全国展開済]

関連する事業 :

- ・スクールバス一般開放事業
- ・診療所バス運行事業
- ・代替バス運行事業
- ・デマンド方式導入による新交通システム確立



【過疎地の高齢者が助け合って交通弱者の足を確保】

上勝町有償ボランティア輸送特区（徳島県上勝町）

背景

- 過疎化が進む上勝町では、バス・タクシー等が利用者の減少を理由に撤退したため、交通弱者と呼ばれる高齢者や障害者等は明日からの移動手段に事欠く状態となり、過疎に拍車がかかっていた。
- 一方、彩農業やごみ処理等先駆的な取組への行政視察者、癒し空間の棚田等を訪れる客などが増加したが、住民と同様に移動手段の喪失に困窮していた。
- 回送経費が割高となるため、隣町のタクシーには乗車拒否される状況にあった。

経緯及び効果

- 新交通システムと位置付け、一種免許でも自家用車を使って有償輸送ができることにし、ボランティアもサービスを受ける人も全員を登録制にすることで事業全体の把握を容易にした。
運転登録者数：20人（1種免許 14人、2種免許 6人）
登録車両：21台（乗用車 7台、貨物車 1台、軽乗用 3台、軽貨物 10台）
- 住民と同様に不便を感じている町外からの帰省親族や視察者等も利用できるよう門戸を拡大し、飲酒等で運転できない場合は使用させる等、あらゆる交通弱者の一掃を図った。
- 移動（運転）介助がないと診療所や買い物に出られず家にいた方が引き籠もりから解放され、人の動きが良くなることで町全体が明るく、活性化された。
利用登録者数：393人（町内 329人、町外 64人）
利用状況：延べ6,096回、（実質乗車人数 7,868人）
- シルバー人材センターが事業主体となったことで高齢者（70歳未満）や失業者等の運転者にとっては、僅かだけどお小遣いになると喜ばれている。
- NHKスペシャルの半年間に亘る取材等、マスコミ対応に忙しい反面、住民は毎日のように自分たちが報道されることで自信を持ちはじめた。

【マスコミのとりあげ】

テレビ約20件、新聞 全国紙約30件、地方紙約60件
雑誌約30件、講演依頼約30回、視察来町約120回

今後の予定等

- 民間バス路線の撤退後に代替バスを運行したが、経営の悪化が続いているため、デマンド方式の有償ボランティア輸送を組み込むことを検討中。

福祉コミュニティ特区

《提案者特区》

都道府県名 :

熊本県

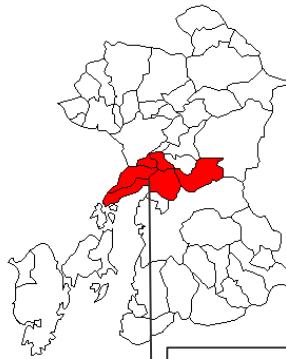
申請主体名 :

熊本県、宇土市、宇城市、城南町、富合町、美里町（※1）

（※1 H20.10.6 富合町は熊本市と合併）

区域の範囲 :

宇土市、宇城市、城南町、富合町及び美里町の全域（※1）



宇土市を含む5市町

認定状況 :

平成15年4月21日 認定（第1回（1））

平成16年11月1日 隨時変更

平成17年1月15日 隨時変更

平成19年3月30日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

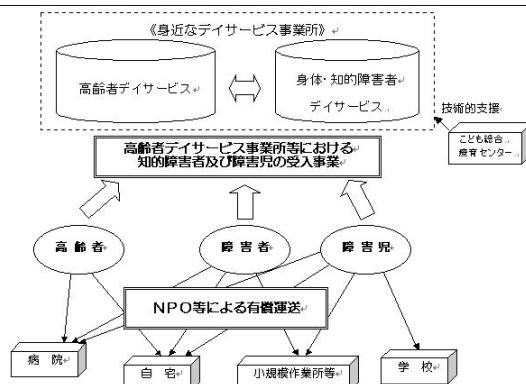
- ・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認
[全国展開済] 【提案者】
- ・セダン型等の一般の車両を使用した有償運送可能化
[全国展開済] 【提案者】

主な関連事業 :

- ・こども総合療育センター再編整備事業
- ・ほほえみライフサポート事業
- ・障害児者家族あんしんサービス事業



身近なところでより多くの福祉サービスを受けられるコミュニティづくり



[誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指して]

福祉コミュニティ特区（熊本県、宇土市、宇城市、城南町、富合町、美里町）（※1）

背景

- 当該地域は、県立肢体不自由児施設「こども総合療育センター」等を有する、心身障害者福祉の拠点となる福祉エリア「希望の里」を有している。
- 一方、住み慣れた居住地域内での必要な福祉サービスを求める声があるが、
 - ① 過疎地域を中心に、福祉施設等の整備が十分ではない
 - ② 現行制度では、高齢者、障害者、障害児等サービスの受け手ごとに縦割りの制度となっており、相互利用ができない
 - ③ 障害児（者）等の移動制約者に対する外出支援策が不足しているという状況がある。

経緯及び効果

- 高齢者、障害者、障害児等サービスの受益者ごとに縦割りサービスが組み立てられている現行制度の規制を緩和するとともに、新たな輸送手段を創設した。
- 特区の導入により、地域内に事業所がなかったために遠方に出ていて障害児に対するデイサービスを受けていたのが、近くの事業所の利用が可能になるなどの利便性の向上が図られるとともに、障害児や高齢者等の介護にあたる者の経済的・身体的・精神的負担の軽減等が図られている。
- 自立歩行が困難だった障害児が、利用可能となった近隣の高齢者向けデイサービス事業所に通い、利用者やスタッフと触れ合うことにより、自立歩行がほぼ可能になったケースや、障害児の送迎の負担が軽減し、新たに就労が可能となった保護者も出てくるなど、当初は想定していなかった効果も出ている。
- 福祉サービスが相互に活用され、総合的なサービス提供が可能となる諸施設の開放・利用促進が図られ、障害や世代を超えた交流や相互理解が進むとともに、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるという在宅福祉の推進に寄与している。

【マスコミのとりあげ】

テレビ報道約20件（NHK、KKT、RKK、TKU、KAB）
新聞 全国紙約20件（朝日、読売、毎日、日経）
地方紙約20件（熊本日日、西日本、北海道）
雑誌・社会科教科書等 約8件

今後の予定等

- 当該地域における福祉有償運送のより一層の推進

風を感じる北のまちづくり・ 札幌カーシェアリング特区

都道府県名 :	北海道	
申請主体名 :	札幌市	
区域の範囲 :	札幌市の全域	

認定状況 : 平成 17 年 3 月 28 日 認定（第 7 回）
平成 18 年 7 月 3 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 : • 無人の自動車貸し出し（レンタカー型カーシェアリング）
[全国展開済]



[カーシェアリング普及による北のまちづくりとライフスタイルの創出]

風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区（北海道札幌市）

背景

- 札幌市では、地球温暖化問題と自動車排出ガス等の削減対策のための環境整備を進めている。特に本市の場合、CO₂ 排出量の約3割が自動車に起因しており、低公害車利用やエコドライブ走行を取り入れたカーシェアリング普及への期待は大きい。

経緯及び効果

- 自動車の“所有”から“共有”という「脱マイカー」の発想をもとにカーシェアリング事業を行い、平成21年3月現在、ステーション15カ所、車両台数15台となった。平成18年11月には新規事業者が参入し、ステーション1カ所、車両台数3台が加わった。⇒ステーション16カ所、車両台数18台
- 自動車利用の一方式としてカーシェアリングの認知度が高まり、車の所有についての考え方を見直す契機となりつつある。
- 環境問題に対する市民意識が向上しつつある。
- 商店街の活性化に向けた一つのきっかけづくりとなっている。
- 他都市のカーシェアリング事業との連携により、全国の特に大都市部においてカーシェアリングについての取組が進展している。

【マスコミのとりあげ】

- ・テレビ 全国放送3件（NHK「地球だい好き環境新時代」等）、北海道内14件
- ・ラジオ 全国放送1件（NHK）北海道内2件
- ・新聞 21件（北海道新聞、朝日新聞、読売新聞、日経新聞、日刊工業新聞等）
- ・視察 自治体、企業、大学等
- ・その他 情報誌・業界誌等での紹介、講演の依頼

今後の予定等

- カーシェアリングの普及により、下記の効果が期待される。
 - 環境対策：事業の普及・拡大によるCO₂ 排出量削減、大気汚染防止等の環境への負荷低減。
 - 都市交通対策：車の絶対量減少、過度の自動車利用の抑制、公共交通機関の利用増に伴う交通渋滞の緩和、交通事故の減少など都市交通問題の解消。
 - 地域コミュニティの活性化：商店街、マンション等の集合住宅、コンビニエンスストア等との協働を通した事業展開による地域コミュニティの活性化。
 - 新たなライフスタイルの創造：車の所有に要していたコストの削減など、自動車に依存しない新しいライフスタイルの形成。
 - 地域経済の活性化：市内企業のIT技術活用の場の創出、及びICカード等の活用による地域住民の生活に密着した新たなビジネス展開。

環境・エネルギー産業創造特区

《提案者特区》

都道府県名 :

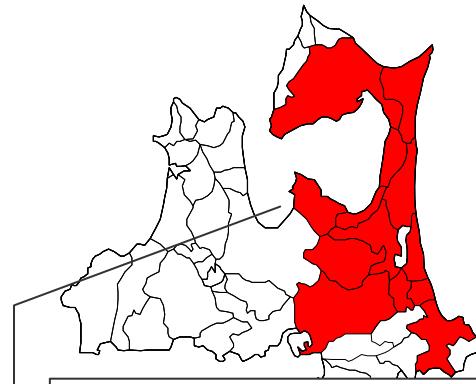
青森県

申請主体名 :

青森県

区域の範囲 :

八戸市、十和田市、三沢市、
むつ市、東津軽郡平内町、
上北郡野辺地町、七戸町、
六戸町、横浜町、東北町、
おいらせ町、六ヶ所村、及
び下北郡東通村の全域



八戸市、十和田市、三沢市、むつ
市、平内町、野辺地町、七戸町、
六戸町、横浜町、東北町、おいら
せ町、六ヶ所村、東通村

認定状況 :

平成15年5月23日 認定（第1回（2））

平成17年3月28日 変更（第7回）

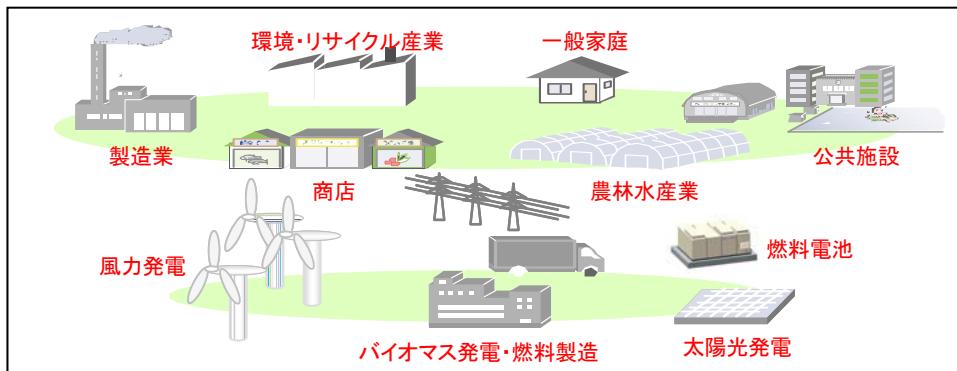
平成17年7月19日 変更（第8回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・電力の特定供給事業の許可対象の拡大【全国展開済】
【提案者】
- ・国有林野を自然エネルギー発電の用に供する場合の貸付け
要件の緩和【全国展開済】**【提案者】**
- ・一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン
発電設備の導入
- ・特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10年→5年）
【全国展開済】

主な関連事業 :

- ・あおもりエコタウンプラン
- ・むつ小川原ボーダレスエネルギー・フロンティア構想



【環境・エネルギー産業創造特区の将来イメージ】

【環境・エネルギー産業フロンティアの形成へ向けて】

環境・エネルギー産業創造特区（青森県）

背景

- 青森県は、むつ小川原地域周辺において、原子燃料サイクル施設や原子力発電所、我が国最大級の風力発電所等が立地するなど、我が国のエネルギー政策を支える重要な役割を果たしてきた。
- 八戸地域では、これまで蓄積してきたリサイクル技術・インフラを活用し、全国でも稀なゼロエミッションシステムの構築を目指してきた。

経緯及び効果

- 青森県と八戸市が民間事業者と共同で申請したNEDOの「新エネルギー等地域集中実証研究」が着実に進展し、17年10月から本格稼働。近隣の小中学校に100%新エネルギーによる電力を供給し、19年11月に自立運転試験成功。委託期間終了により、20年3月でこの形態による事業は終了。
- コジェネレーション設備の共同利用事業については、17年2月から20年10月まで十和田湖畔で規制緩和を活用した電力の特定供給を実施した。
- 自然エネルギー発電事業については、日本風力開発（株）による蓄電池併設型の大規模な発電施設が、六ヶ所村二又地区に立地し、20年6月から実証運転中。
- 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業については、奥羽クリーンテクノロジー（株）が八戸港ポートアイランドにおいて廃棄物処理・エネルギー供給事業を20年4月から実施中。

【マスコミのとりあげ】

テレビ 4件	読売テレビ「ウェークアップ！」、青森テレビ「森の雫」、青森朝日放送「メッセージ」、NHK青森放送局「青森ニュースTODAY」
新聞全国紙 5件	日本経済新聞、日刊工業新聞、電気新聞、環境新聞
地方紙 3件	東奥日報、デーリー東北
雑誌 2件	日経エコロジー、Cabiネット
視察 309件	「新エネルギー等地域集中実証研究」の施設（八戸市）に平成16～18年度の3年間で3,533人が視察

今後の予定等

- 新たなエネルギービジネスや環境リサイクルビジネスなどの事業を推進することにより企業の新規立地や雇用創出を図るとともに、21世紀型エネルギー利活用の研究開発先進地としての地域イメージを確立する。

環境・リサイクル経済特区

都道府県名 :

兵庫県

申請主体名 :

姫路市

区域の範囲 :

姫路市広畠区富士町の全域



認定状況 :

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））

平成 18 年 7 月 3 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

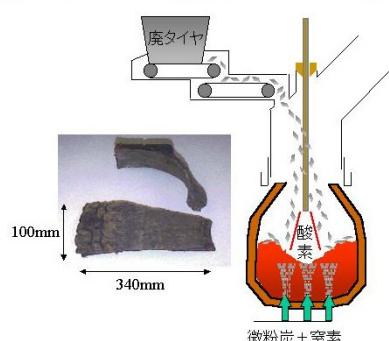
- ・再生利用認定制度対象品目の拡大（廃ゴムタイヤ等）
[一部全国展開済]

主な関連事業 :

- ・姫路市工場立地促進条例を活用した企業誘致活動
(市事業)
- ・環境創造型産業クラスター形成促進事業（県事業）



廃ゴムタイヤ等の製鉄原料としての再生利用



[既存の生産施設・技術蓄積を生かして産業を再生]

環境・リサイクル経済特区（兵庫県姫路市）

背景

- 臨海部に所在する基礎素材型産業には、長年培われてきた経営・生産技術集積があり、鉄鋼業における廃タイヤ等のリサイクル利用なども進められている。

経緯及び効果

- 鉄鋼業における廃タイヤ等のリサイクル利用など、技術蓄積を生かした環境・リサイクル分野への事業シフトを促進させ、先導的な広域リサイクル拠点として整備し、臨海部の産業を再生するとともに、環境・リサイクル産業等の集積・事業展開による、雇用機会の創出と地域の活性化を図る。
- 平成15年5月に地域にふさわしい環境・リサイクル産業の集積を図るため、産官学で構成される「広畠臨海産業団地環境ビジネス推進会議」を設立。(18年3月解散)
これにより調査・研究を進めるとともに、立地セミナーを開催した。
 - ・平成16年3月24日 姫路市内 参加者 約100名
 - ・平成17年3月24日 神戸市 参加者 約60名
- 平成15年11月5日に再生利用の認定を受け、廃棄物として廃タイヤを受け入れ、冷鉄溶融溶解（SMP:Scrap Melting Process）設備において製鉄原料として利用している。
- 特区内への企業立地については、既に4社が操業中、1社の進出が内定している。
- 関係者の視察
 - 平成15年7月14日 鴻池国務大臣
 - 平成15年7月31日 関西学院大学総合政策学部教授及び学生(30名)
 - 平成16年3月21日 竹中経済財政・金融担当大臣
 - 平成16年8月5日 (財)中国産業活性化センター委員等(13名)

【マスコミのとりあげ】

テレビ1件（テレビ神奈川）
新聞 全国紙5件（日刊工業新聞、日本経済新聞等）、地方紙9件
雑誌掲載8件（環境ビジネス03年7月号、ひょうご経済03年7月号、日経エコロジー03年8月号、環境管理03年12月号、港湾03年10月号・11月号、地方議会人03年12月号、21世紀政策研究所ホームページ）
講演会での講演2件（2月3日 大阪湾ベイエリア開発推進機構、2月9日 岐阜県庁）

今後の予定等

(平成21年度予定)

- ・企業誘致推進員（首都圏、近畿圏の2地区）による企業誘致活動の実施
- ・企業誘致フェアへの出展

安心して働ける街さっぽろ特区

都道府県名 :

北海道

申請主体名 :

札幌市

区域の範囲 :

札幌市の全域



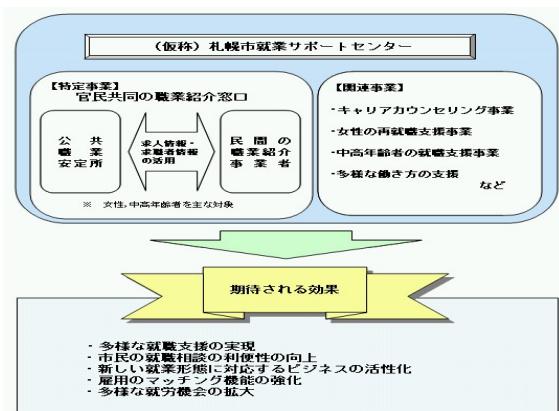
認定状況 :

平成 16 年 6 月 21 日 認定（第 5 回）

平成 17 年 7 月 19 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

- ・官民共同窓口の設置による職業紹介 [全国展開済]



[官民共同の職業紹介窓口を活用した就業支援事業]

安心して働ける街さっぽろ特区（北海道札幌市）

背景

- 札幌市の経済雇用情勢は厳しい状況にあり、札幌圏の有効求人倍率は全国や北海道よりさらに低い水準にあった。特に、働く意欲がありながら働き方が制約されている女性や中高年齢者に対する雇用の受け皿が不足していた。
- 求職者と求人との業種によるミスマッチも生じており、広域的な雇用対策だけではなく、地域の実情に合ったきめ細やかな解消策が求められていた。

経緯及び効果

- 公共職業安定所と民間職業紹介事業者が共同で再就職を目指す女性や中高年齢者等を対象とする職業紹介サービスをワンストップで提供している。
- 官民共同の職業相談窓口である「札幌市就業サポートセンター」（平成 16 年 10 月 18 日開設）の職業紹介事業による就職人数
 - ・平成 16 年度 498 人
 - ・平成 17 年度 1,287 人
 - ・平成 18 年度 1,377 人
 - ・平成 19 年度 1,243 人（合計 4,405 人）
- 民間職業紹介事業者を活用して、セミナー・カウンセリング・職業紹介までを一体とした就業支援事業を実施している。
- 労働問題及び離職・再就職時における社会保険などの手続きに関する相談業務、メンタルヘルスなど仕事の悩み全般に関する相談業務を実施している。
- 職業紹介のための新たな求人を確保している。

【マスコミのとりあげ】

- 新聞・テレビ等の報道機関 約 20 件
- 他自治体、大学などの視察受入 約 30 件

今後の予定等

- 平成 21 年度 インターネットを活用した求人情報等の提供システムを構築

大阪元気コミュニティ創造特区 《提案者特区》

都道府県名 :

大阪府

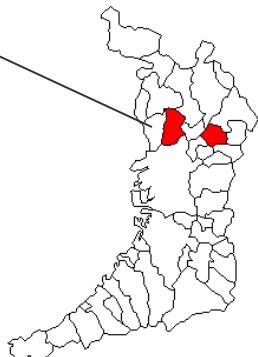
申請主体名 :

大阪府、吹田市、寝屋川市

区域の範囲 :

吹田市及び寝屋川市の全域

吹田市、寝屋川市



認定状況 :

平成 17 年 3 月 28 日 認定（第 7 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・「地域通貨」を発行する NPO 等への事前登録要件の緩和 [全
国展開済]
【地元の団体が提案者】

主な関連事業 :

- ・大阪元気コミュニティ創造サポート計画（大阪府地域再生計
画）



地域通貨でひろがる「地域のつながり」(吹田市「いっぽ」)



地元の商店街でお買い物も(寝屋川市「げんき」)

[地域通貨で行う人・地域のつながりづくり]

大阪元気コミュニティ創造特区（大阪府、吹田市、寝屋川市）

背景

- 大阪には民生委員の創設など、公民協働により成り立ってきた歴史があり、現在も、地域の住民やボランティア・NPOが互いに支え合う活動が活発である。
- 平成17年6月、地域再生計画として「大阪元気コミュニティ創造サポート計画」を認定された。
- また、地域コミュニティの活性化を図るため、「地域通貨」を導入するNPOの活動が盛んである。

経緯及び効果

- 法律で規定する最低資本要件を撤廃することにより、NPO等による地域通貨の発行を容易にし、手続やコストの軽減を図った。これにより、NPO法人等による地域通貨の取組を一層促進し、コミュニティ活動の基盤整備を進める。
- 地域通貨発行額 1,345千円（平成16年）→14,840千円（平成20年12月末現在）
- 「人・地域のつながり」から利用者や協力者が増えてきている。
　　コミュニケーション活動に取り組む人
　　会員数 約2,400人、協力店舗数 約420店舗（平成20年12月末現在）

【マスコミ等のとりあげ】

- ・新聞 大阪日日新聞、朝日新聞、産経新聞、日経新聞、読売新聞
- ・テレビ 吹田ケーブルテレビ
　　NHK教育「ビジネス未来人」：平成18年9月22日放送
　　NHK総合「もっともっと関西」：平成19年1月23日放送
- ・広報誌及び書物
　　「Cabiネット」（社団法人時事画報社）
　　「元気UP！関西」（「関西元気宣言」発信運動事務局）
　　「地方財務」平成19年11月号（ぎょうせい）
- ・その他
　　「都市における国際競争力醸成のための地域政策のあり方に関する研究」
　　（平成19年3月 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構）

今後の予定等

- ボランティア活動の謝礼としての活用が広まるよう地道な周知活動を展開する。
 - ・市民を対象とした「体験セミナー」を定期的に開催
　　（平成20年度の開催実績：10回 寝屋川市民約300名が参加）

美祢社会復帰促進センターPFⅠ特区

《提案者特区》

都道府県名 :

山口県

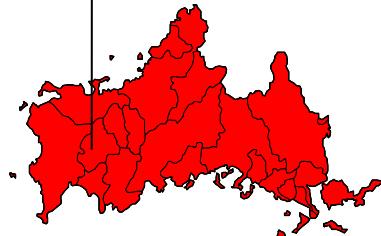
申請主体名 :

山口県、美祢市

山口県の全域

区域の範囲 :

山口県の全域



認定状況 :

平成 17 年 11 月 22 日 認定（第 9 回）

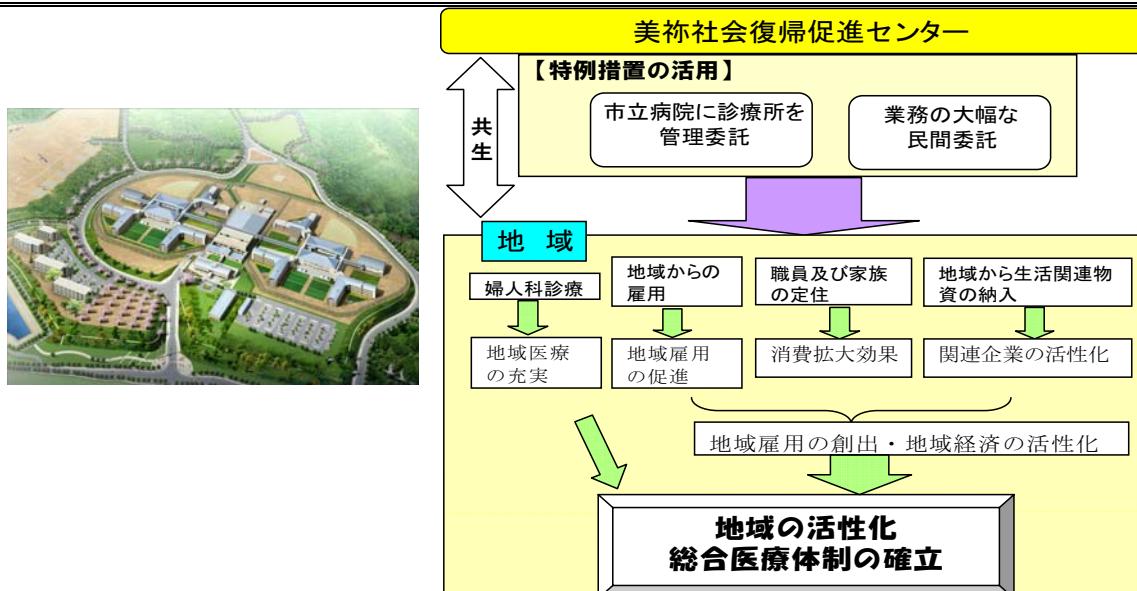
平成 19 年 3 月 30 日 変更（第 13 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業【提案者】
- ・特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業【提案者】

関連する事業 :

- ・地元産品の活用促進、循環型農業促進、観光振興事業
(市単独事業)
- ・県内産品の利用促進事業 (県単独事業)



[刑務所事務の民間委託などを活かした地域の活性化]

美祢社会復帰促進センター PFI 特区（山口県・美祢市）

背景

- 若年人口の流出、少子高齢化による生産年齢の減少、過疎化の進展により、地域活力の低下に歯止めがかかる状況にある。
- 売却が進まない工業団地のもつ充実したインフラの活用が求められている。
- 美祢地域では不足している診療科目があることから、市民からの要望も強い診療科目の増設が急務となっている。

経緯及び効果

- 平成 17 年 8 月、事業に係る地元業者受付窓口を開設
- 平成 18 年 1 月、刑務所建設着工
- 平成 18 年 3 月 29 日、雇用情報説明会を開催 約 500 名が参加
- 平成 19 年 4 月 1 日、刑務所運営開始
- 刑務所事務の民間委託が可能になったことから、民間事業者による刑務所内の必要なサービスの提供などが開始され、雇用創出効果（平成 20 年 12 月現在）として常用 141 名、パート 135 名の雇用が創出された。
- 地方税等の增收（法人事業税、法人市民税等の增收）

【マスコミのとりあげ】 ※平成 16~20 年度

- ・新聞約 141 件、テレビ・ラジオ 17 件、視察受入 79 件

今後の予定等

- 施設内の生活物資消費等による経済効果（当初見込み）
 - ・施設内消費効果 · · · · · 年間約 1 億 8 千万円程度
 - ・職員の定住による消費効果 · · 年間約 5 億 6 千万円程度
- 平成 20 年 3 月 収容受刑者 約 800 名（定員 1,000 名）

港湾物流特区

都道府県名 :

岩手県

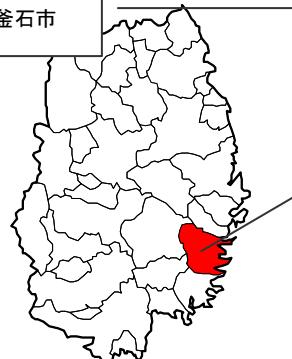
申請主体名 :

釜石市

区域の範囲 :

釜石市の区域の一部（釜石港地域の一部）

釜石市



認定状況 :

平成 19 年 11 月 22 日 認定（第 15 回）

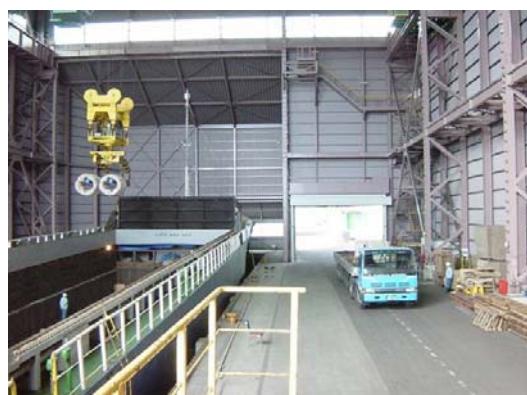
適用される規制

- 重量物輸送効率化事業

の特例措置 :

主な関連事業 :

- 釜石港港湾整備事業
- 高規格幹線道路整備事業



重量物輸送想定ルート

(国道、市道と交わる●の 2箇所が構造改革特別区域)

全天候バス内部

[活力あふれる産業づくりの実現]

港湾物流特区（釜石市）

背景

- 昨今、世界経済のグローバル化により、国際的な大競争時代を迎え、とりわけ鉄鋼業界においては、生き残りをかけた激しい競争が展開されており、中国などの東アジア諸国の急成長に対抗するため、経営体質の硬直化打開に向けた取組が急務となっている。
- 釜石市内の鉄鋼企業では、明治時代より鉄道輸送を中心とした大ロット輸送を行っていたが、平成6年に鉄道輸送を廃止し、全面トラック輸送体制に切り替えたことから、車両総重量規制による小ロット輸送の問題が顕在化してきた。

経緯及び効果

- 低コストでの大量輸送を可能とし、環境への負荷低減と地域内における企業活動の効率化を図るため、陸上輸送ロットの大型化を実現することが必要。
- 車両総重量の許可限度の緩和及び車両総重量に係る保安基準の特例の適用を実施する港湾物流特区を設定した。
- 薄板コイル輸送について、最大積載量が21.7tから32.5tに上昇した。
- 月間の平均5,000tの輸送に関し、1運行あたりの積載量の上昇により、輸送効率化が図られ、輸送時間は月間約8時間短縮となり、以前と比較して約20%削減された。また、労務費も月間約250千円削減され、年換算約3,000千円の削減効果が発現されている。
- 本特区は、臨海部に位置する企業の物流効率化を支援し、釜石港地域の優位性をさらに高めることができる。

【マスコミのとりあげ】

岩手東海新聞 1件

今後の予定等

- 現状通り本特区を活用することにより、今後も輸送効率化を図っていく。

木更津港湾物流効率化特区

《提案者特区》

都道府県名 :

千葉県

申請主体名 :

千葉県、木更津市

区域の範囲 :

木更津市の区域の一部（木更津港
木更津南部地区公共埠頭周辺地
域）



認定状況 :

平成 18 年 3 月 31 日 認定（第 10 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・特殊な大型車両による港湾物流効率化事業
【地元の民間事業者が提案者】

主な関連事業 :

- ・鋼材等重量物輸送関連事業
- ・木更津南部地区多目的国際ターミナル整備事業
- ・都市計画法に基づく臨港地区の指定



特殊な大型車両
(最大積載量約 140 t)



[活力あふれる産業づくりの実現]

木更津港湾物流効率化特区（千葉県、木更津市）

背景

- 木更津港は京葉工業地帯の一翼を担う港で、周辺には鉄鋼関連企業が集積しており、近年の中国を始めとするアジア諸国の旺盛な鉄鋼需要に支えられ、輸出量を大幅に増加させているが、これら企業が保有する輸出岸壁のみでは出荷能力の確保が困難な状況が生じていた。
- 一方、木更津南部地区には、鉄鋼製品の輸送が可能である3万トン級の船舶が利用できる公共埠頭が整備されているが、利用に際し、埠頭周辺道路の重量物の陸上輸送に係る規制により大ロットでの輸送ができないことが障害となっていた。

経緯及び効果

- 公共埠頭の大型港湾施設の利用を促進するため、港湾利用者との調整や警察、道路管理者との協議を行い、木更津南部地区の公共埠頭周辺に、陸上輸送での規制を緩和する特区を設定した。
- 平成18年11月28日に、特殊な大型車両（最大積載量140トン）を利用した効率的大ロットでの物流システムが実現した。
- 木更津港の国際競争力強化が見込まれている。
- 立地企業の生産活動の拡大に伴う雇用の創出や収益増、さらに木更津港周辺遊休地への企業誘致の促進などが見込まれている。

【マスコミのとりあげ】

日本経済新聞、産経新聞、毎日新聞、東京新聞、千葉日報等

今後の予定等

- 木更津南部地区公共埠頭の利用促進と鉄鋼製品の貿易額の増加（見込み）
150～200億円／年の増加
- 公共埠頭の利用における大ロット化等による鉄鋼製品の輸送コストの削減（見込み）
出荷費用の50%削減
- 公共埠頭への鉄鋼製品陸送車両削減によるCO2削減（見込み）
削減量 50トン／年（削減率40%）

技術集積活用型産業再生特区

《提案者特区》

都道府県名 :

三重県

申請主体名 :

三重県、
四日市市、
四日市港管理組合

区域の範囲 :

四日市市及び川越町の全域



認定状況 :

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））

平成 16 年 6 月 14 日 随時変更

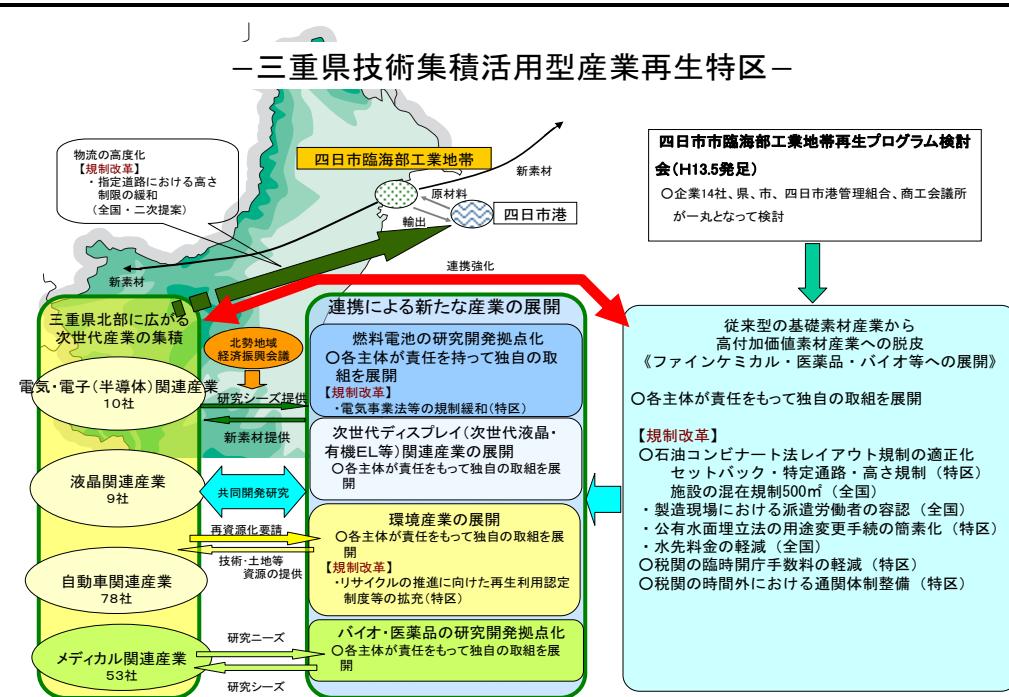
平成 17 年 11 月 22 日 特例措置の全国展開により取消

適用される規制
の特例措置 :

- ・石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和 [全国展開済]
【提案者】
- ・臨時開庁手数料の軽減 [全国展開済]
- ・税関の執務時間外における通関体制の整備 [全国展開済]
- ・家庭用燃料電池の一般用電気工作物へ位置付け等
[全国展開済] 【提案者】

主な関連事業 :

- ・研究開発施設整備補助金（県単独事業）



[国際競争力のある産業集積地としての再生に向けて]

技術集積活用型産業再生特区（三重県、四日市市、四日市港管理組合）

背景

- 本県北部の臨海部工業地帯は、施設の老朽化や国内外の厳しい地域間競争等によって地域の活力が低下しつつあり、大きな構造転換を余儀なくされている。
- 国際競争力のある産業集積地として再生するため、特区における規制の特例措置を活用しながら様々な取組を行うことで構造転換を図り、こうした状況からの脱却を図る必要がある。

経緯及び効果

- 「石油コンビナート等災害防止法」のレイアウト規制について、消防活動用空地の設置等の代替措置による現行規制と同水準の安全確保を条件に、セットバックエリアの不要化や特定通路の幅員最小化等の特例措置により施設の更新が可能となった。
- 「石油コンビナート等災害防止法」の規制適用事業場が特例措置の適用を受け、施設を更新。
- 物流の拠点である四日市港の利便性の向上を図るために、税関の臨時開庁手数料の軽減と、税関の24時間・365日フルオープン化を実現。
- 四日市港の臨時開庁申請件数が大幅に増加。
- 特区における規制の特例措置を活用した家庭用燃料電池の実証試験がスタートし、燃料電池メーカーと地元企業や公設研究機関との共同研究を実施。

次世代産業として注目され、本県の産業特性を活かすことができる「燃料電池」を、電気事業法上の一般用電気工作物と位置づけ、保安規程の届出と電気主任技術者の選任を不要とし、実証試験の容易化を通じた県内企業等との共同研究を促進することで、燃料電池の研究開発拠点化・関連産業の集積を図る。

【マスコミのとりあげ】

- ・テレビ 7～8件
- ・新聞掲載 全国紙 約20件：地方紙 約60件

今後の予定等

- 5年間で約750億円の設備投資を見込む。その経済波及効果は約300億円、雇用創出効果は約1,800人と試算。
- これらの設備が稼動すると年間出荷額が約400億円増加すると見込まれ、その経済波及効果は約100億円、雇用創出効果は約300人と試算。

先端医療産業特区

《提案者特区》

都道府県名 :

兵庫県

申請主体名 :

神戸市

区域の範囲 :

神戸市の区域の一部（ポートアイランド及び神戸大学）



認定状況 :

平成 15 年 4 月 21 日 認定（第 1 回（1））

平成 16 年 6 月 21 日 変更（第 5 回）

平成 18 年 3 月 31 日 変更（第 10 回）

適用される規制
の特例措置 :

- ・外国人の入国、在留申請の優先処理【全国展開済】**【提案者】**
- ・地方公共団体の助成等による外国企業支店等の開設促進
- ・国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認【全国展開済】
- ・外国人研究者受入れ促進【全国展開済】**【提案者】**
- ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化【全国展開済】**【提案者】**
- ・国有施設等の廉価使用の拡大【全国展開済】**【提案者】**

主な関連事業 :

- ・大学発バイオベンチャーの育成を支援するための承認 T L O 認定の弾力化事業
- ・市独自施策による医療関連企業の誘致促進事業



[神戸医療産業都市構想の推進]

先端医療産業特区（兵庫県神戸市）

背景

- 「神戸先端医療産業都市構想」に基づき、平成 11 年度に先端医療センターの整備、及び再生科学総合研究センターを誘致したことで、138 社（H21. 2 末現在）の医療関連企業が進出し、雇用者数も中核施設と合わせて約 2,700 名（H20. 12 末現在）となっている。
- 平成 13 年 8 月に本構想が「都市再生プロジェクト」に選定され、国家的プロジェクトとして施策を集中的に実施されることが決定された。
- 神戸市では、国の構造改革特区導入に先立ち、平成 14 年 5 月に、神戸経済特区研究会を設置し、神戸らしい特区創設に向けて検討を開始した。
また、同年 7 月に同研究会会长から、「神戸経済特区に関する提言」として「先端医療産業特区」が提案された。

経緯及び効果

- 先端医療振興財団、理化学研究所、神戸大学等への優秀な外国人研究者の受入れが促進された（61 件）。
- これら研究者と交流ができること等が魅力となり、大学発ベンチャー企業をはじめ企業の進出に拍車がかかった（138 社）。
- 神戸大学の教官が自らの研究成果を基に、ベンチャー企業を立ち上げたことで、他の教官や学生に大きな刺激を与えた。

今後の予定等

- （平成 25 年度目標） 特区内進出企業 65 社
 <計画策定期> 雇用創出 5,400 人
 生産誘発額 990 億円

大分臨海コンビナート活性化特区 《提案者特区》

都道府県名 :

大分県

申請主体名 :

大分県

区域の範囲 :

大分市の区域の一部
(大分川右岸以東の
大分都市計画区域で
定める工業専用地域
及び工業港区に指定
された工業地域)



大分市

認定状況 :

平成 18 年 7 月 3 日 認定 (第 11 回)

適用される規制
の特例措置 :

- ・特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事
業【地元の企業連絡協議会が提案者】

主な関連事業 :

- ・循環型環境産業創出事業 (県単独事業)
- ・環境・エネルギービジネス集積促進事業 (県単独事業)



大分臨海コンビナート



特別管理産業廃棄物中間処理施設

[大分コンビナート地区の競争力強化に向けて]

大分臨海コンビナート活性化特区（大分県）

背景

- アジアに近接した、九州唯一の石油精製・石油化学コンビナート、日本屈指の製鐵所（国内3位）、化学、製紙、発電などバランスのとれたコンビナート。
- アジア（中国等）の台頭による国際競争力の激化、1社単独によるコスト削減等が限界にきている。
- 環境リサイクル・新エネルギーなどの新事業展開や周辺企業との連携が可能。

経緯及び効果

- 規制緩和等による高効率な、アジアに開かれたエクセレントコンビナートに発展。
- 企業間連携等による省エネルギーの実現、循環型環境産業（環境関連産業や新エネルギー産業）へ展開中。
- コンビナート企業と大分県との緊密な推進体制の構築
 - ・競争力強化検討部会の発足（平成19年1月）
 - ・コンビナート地区全体での省エネルギー調査検討（平成19年～20年）
- 特別管理産業廃棄物の運搬用パイプラインの使用（平成18年8月に整備済み）
→経費節減4百万円／年
- 複数企業間省エネ事業：平成18年度NEDO採択（4件、事業費約23億円）
- 省エネルギー量：15,903キロットル／年（原油換算）
42千トン（CO₂換算）
- コンビナート地区の設備投資 → 1,013億円
(平成18年～平成22年)（見込み）

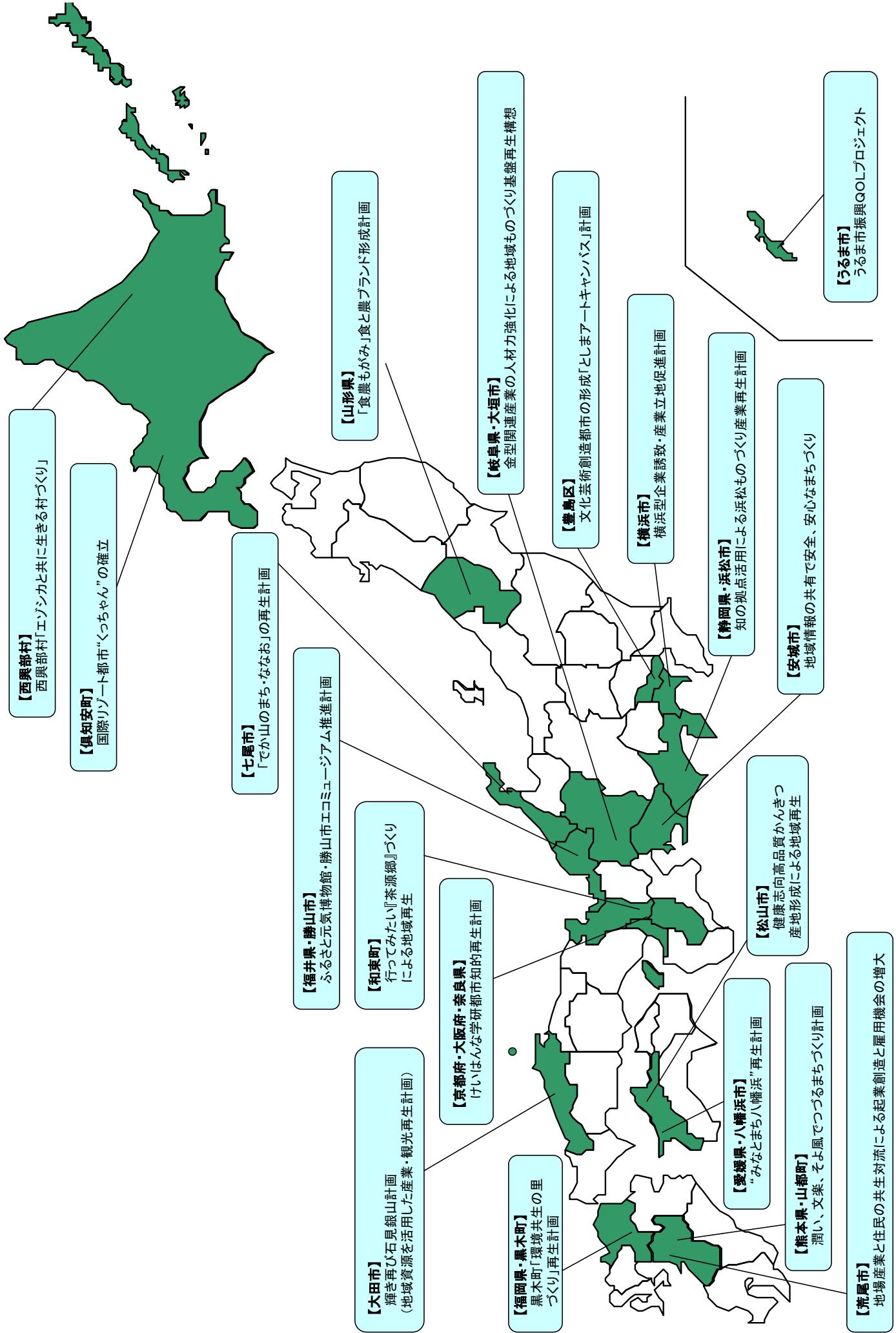
【マスコミのとりあげ】

- ・新聞 全国紙1件、地方紙2件

今後の予定等

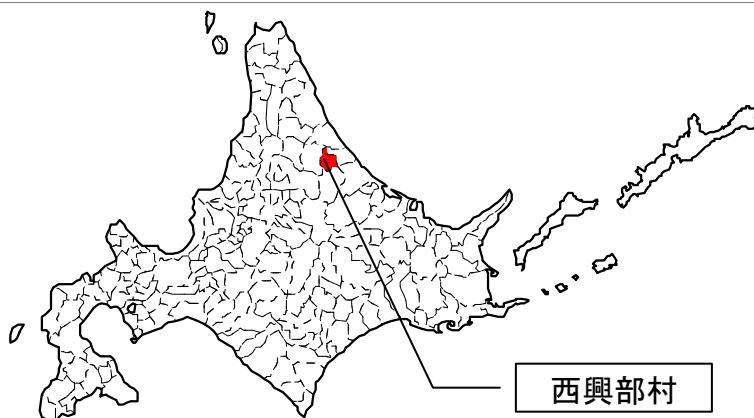
- 競争力強化検討部会（H19.1～）において、大分コンビナート地区の競争力強化・活性化に向けた大分コンビナートの将来像を提言し、重点的に進めるビジョンやコンセプト、具体的な事業の可能性について検討している。
- 大分県新エネルギー産業化研究会（H18.8～）において、水素エネルギー・バイオマスエネルギーを柱に新エネルギーによる事業化検討を行なっているため、当該研究会事業との連携を図っていく。

III 代表的な地域再生の事例



西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」

都道府県名	北海道
作成主体名	西興部村
区域の範囲	北海道紋別郡西興部村の全域



認定状況

平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）

適用される支援措置

- ・ 地域再生に資するNPO等の活動支援

主な関連事業

- ・えぞしかコミュニティビジネス
- ・エゾシカ狩猟管理システム開発
- ・ワイルドライフマネージャー（野生動物管理のエキスパート）養成プログラム開発



子ども自然教室（屋外観察）



雄のエゾシカ

[村独自のエゾシカ管理により害獣を地域資源に]

西興部村「エゾシカと共に生きる村づくり」（北海道西興部村）

背景

- 全国的に野生動物問題がクローズアップされているが、それに対処する森の番人としてのハンターは減少しており、専門家の育成と各地での配置が課題となっている。
- 北海道でも1990年代からエゾシカが爆発的に増加し、エゾシカによる農林業被害等が社会問題になっている。当村でもエゾシカ増加により一定の被害が発生したため、これまで鹿肉処理施設や鳥獣法に基づく獵区の設定などを行ってきた。

経緯及び効果

- 西興部村獵区エゾシカ管理計画及び同獵区狩猟者教育プログラムをもとにワイルドライフマネージャー養成講座を3回開催した。
ワイルドライフマネージャー養成講座の開講により、大学生実習など野生動物管理の研修参加者が増加。
 - ・平成16年 37名 → 平成19年度 78名
- ハンティングと西興部村の多様な自然と各種テーマパークを融合させたハンターファミリーエコツアーオープン。
- 西興部村獵区エゾシカ管理計画に基づいた狩猟インストラクターに必要なハンティングガイドマニュアルを作成。
- エゾシカ肉の地産地消を推進するためエゾシカ家庭料理レシピ集永久保存版を作成。
エゾシカ家庭料理発表会に40名の参加があり、同レシピ集を公開。
- 子供たちなどを対象とした村の自然を生かしたエコツアープログラムや特産品の開発。
村教育委員会などと協働の子供自然教室の参加者数が増加。
 - ・平成16年 31名 → 平成19年度 45名
- エゾシカのガイドハンティングツアーパートナー参加者数が増加。
 - ・平成16年 44人日 → 平成19年度 175人日
- 村営ホテルの関係宿泊数が増加。
 - ・平成16年 101名 → 平成19年度 324名

【マスコミのとりあげ】（平成16～19年度）

テレビ11件、新聞40件（地方紙含む）、雑誌15件

今後の予定等

- エゾシカ管理計画に基づいたエゾシカ地域管理を継続して行う。
- ワイルドライフマネージャー養成講座の開講

文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンバス」計画

都道府県名	東京都
作成主体名	豊島区
区域の範囲	東京都豊島区の全域



認定状況

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））
(途中 3 回変更あり)
平成 21 年 11 月 11 日 追加認定

適用される支援措置

- ・補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ・官民パートナーシップ確立のための支援事業
- ・市民活動団体等支援総合事業
- ・「文化芸術による創造のまち」支援事業
- ・日本政策投資銀行の低利融資等

主な関連事業

- ・地域住民等様々な人々が交流し、アートに身近に触れることのできるアートカフェの開設



[文化を基軸とした新たなまちの魅力と価値を生み出す]

文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンバス」計画（東京都豊島区）

背景

- 豊島区は、平成17年9月には東京都特別区初の「文化創造都市宣言」を行い、平成18年3月に策定した「豊島区基本計画 2006→2015」の中でも、「文化によるまちづくりの推進」を政策の一つとし、様々な施策を展開中。
- 世帯総数に占める単独世帯の割合は約6割と特別区の中で最も高く、ファミリー世帯の割合は4番目に低い（平成17年 国勢調査）。

経緯及び効果

- 区民、NPO、大学、企業、自治体等の協働により、地域住民等を対象としたアート関連イベントやシンポジウムなどを開催。
〈アートと地域をむすぶアートプログラムの実施〉
 - ・演出家や俳優による「読み聞かせ実践講座」ほかワークショップ等の参加者 約3,200名（平成19年度）
- 区内の廃校をNPOに無償貸与し、地域の文化拠点として整備。また、撮影可能施設として活用。
 - ・「にしそがも創造舎」（旧朝日中学校）の稽古場利用者、及び東京国際芸術祭来場者 約32,000名（平成19年度）
 - ・「みらい館大明」（旧大明小学校）の空き教室の利用者 延べ150,000名（平成19年度）
- 文化芸術活動を地域に定着させ、文化芸術を基軸とした地域コミュニティの再生を図り、「文化芸術創造都市」の形成を目指す。
- 地域再生の現場として、全国の自治体、財団法人、企業、大学等からの視察件数 182件（2004年7月～）

【マスコミのとりあげ】

マスコミのとりあげ件数 364件（2004年4月～）

今後の予定等

- 「にしそがも創造舎」で、親子で楽しめる演劇公演とワークショップを行う「アート夏祭り」を開催（平成21年7～8月）。
- 各種イベントや文化ボランティアの育成

地域情報の共有で安全、安心なまちづくり

都道府県名	愛知県
作成主体名	安城市
区域の範囲	安城市的全域



認定状況

平成 17 年 11 月 22 日 認定（第 2 回）

適用される支援措置

- ・ 地域再生に資する N P O 等の活動支援

主な関連事業

- ・ 安城市自主防災組織支援事業
- ・ 安城市 I T 推進基本計画



[市民の安全意識の向上と地域の連帯感の醸成]

地域情報の共有で安全、安心なまちづくり（愛知県安城市）

背景

- 安城市は人口 17 万人余を数え、毎年 2 千人ほどの人口増加がみられるが、東南海地震、南海地震などの将来にわたる震災への不安と、都市化に伴う犯罪増加や地域の連帯感の衰退などの問題を抱えている。
- 危機感が膨らむ一方で、住民相互の連帯意識の低下や情報からの孤立が問題視され始め、地域情報や安全への意識の改善への取組が課題となつた。
- 市民誰もが地域の情報を簡単に取得が必要。

経緯及び効果

- 安全、安心なまちづくりを進めるため市民の意識調査を実施し、市民にとって必要な情報は何かを明らかにし、より実用的で機能的なシステムを構築。
- 災害や犯罪発生時に的確な情報を市民へ配信し、市民を守るツールとして、現在普及が進んでいる携帯電話へのメール配信システムを構築し、平成 18 年 2 月よりサービスを開始。
- 将来に向け、配信内容の充実、システムの機能強化を進め、加入者を増やして地域情報の共有を図る。
- 災害情報、犯罪情報などを配信することで、身近に起こりうる危難への対応や回避が可能となる。
- 地域における防災意識、防犯意識の向上に繋がる。

自主防犯パトロール隊

安城市第 7 次総合計画現状値（平成 17 年 4 月） 3 隊→平成 20 年度末 71 隊

【マスコミのとりあげ】

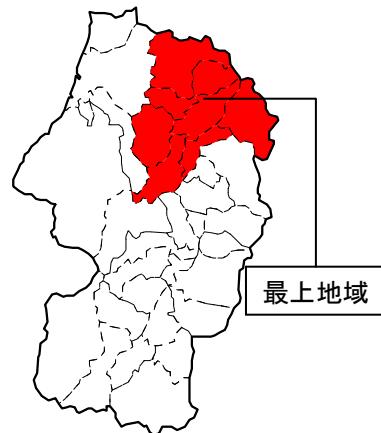
新聞 6 件

今後の予定等

- 平成 21 年度：メールサーバー増強や配信メニューの更なる充実、機能強化を実施。

「食農もがみ」 食と農ブランド形成計画

都道府県名	山形県
作成主体名	山形県
区域の範囲	新庄市並びに山形県最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村の全域 (最上地域)



認定状況

平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）

適用される支援措置

- ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

主な関連事業

- ・付加価値の高い農産物の産地づくり
- ・食農産業の創造を通じた地域振興
- ・地域産業を支える人材の育成
- ・食資源の活用と食文化の伝承・創造による交流拡大



【高付加価値農産物の生産集積、農産加工品の製造拠点形成による地域産業活性化】

「食農もがみ」 食と農ブランド形成計画（山形県）

背景

- 山形県最上地域は、人口減少と高齢化の進行、基幹産業の建設業の著しい衰退など地域経済の縮小が続いている。
- 高等教育機関が不在で、地域を担い牽引する人材育成が課題である。
- 最上地域グランドデザイン（平成18年3月～27年、山形県作成）において「環境と共生する循環型社会の構築と産業の創造」を掲げ、食産業等の地域産業を支える人材育成の取組を柱の一つにしている。

経緯及び効果

- 夏季冷涼な気候等の地域環境や耕畜連携の土づくりによる付加価値の高い農産物の産地づくりを推進する。
〔野菜、花き、山菜等1品目5千万円以上 H17年度：11产地⇒H20年度：15产地〕
- 最上伝承野菜、山ぶどう、最上産そば等地域の農林産物を素材とした加工食品開発など食産業の創造に取り組んでいる。
- 新たな食農産業の担い手となる地域を支える人材として、食品MOT活用による「生産技術からマーケティング・経営」までを総合的にマネジメントでき得る人材「食農の匠」を育成する。
〔H20年度＝最上地域から4名在学〕
- 地元食材料理研究開発と食情報発信による交流人口拡大を図るため、在来野菜である最上伝承野菜の振興、地域の伝統料理の研究、食産業セミナー、食農ビジネスマッチング等に取り組んでいる。

【マスコミのとりあげ】

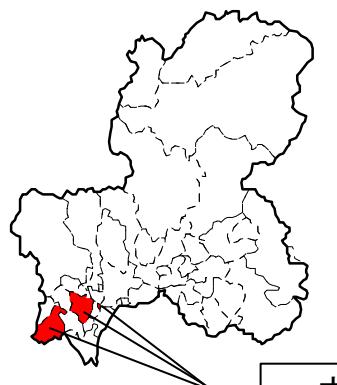
人材育成、食品MOTについて 6件(H18年度:3件、H19年度:1件、H20年度:2件)

今後の予定等

- これまでの産地づくり、食産業振興を踏まえた「最上ブランド」戦略による生産と流通・加工等が一体化したバリューチェーン（価値連鎖）の形成。
- 食品MOTによる人材育成の継続とMOT卒業生のネットワークを活かした食農産業振興の取組。

金型関連産業の人材力強化による 地域ものづくり基盤再生構想

都道府県名	岐阜県
作成主体名	岐阜県、大垣市
区域の範囲	大垣市の全域



認定状況

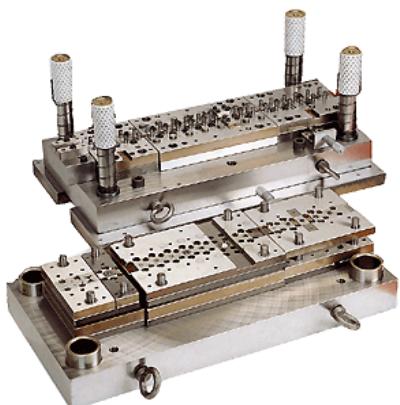
平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）

適用される支援措置

- ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

関連する事業

- ・大垣市産業活性化アクションプラン（大垣市独自事業）



[金型技術・技能の伝承により世界に誇れる「ものづくり」拠点を形成]

金型関連産業の人材力強化による地域ものづくり基盤再生構想（岐阜県、大垣市）

背景

- 大垣市を中心とした地域は、ものづくり産業が集積しており、この基盤を「金型」「精密加工」など高度な技術が支えている。
- 金型産業界には、技術の継承について強い危機感があり、人材の育成が喫緊の課題である。
- 「大垣市産業活性化アクションプラン」（平成16年3月策定）に、「人材育成」を産業活性化の柱の一つに掲げている。

経緯及び効果

- 地域の教育機関、金型産業界、行政機関がそれぞれの役割を果たしつつ、企業が求める次世代金型人材を育成し、地域の金型関連企業への人材を確保し定着させる仕組みを構築する。
- 平成18年7月1日に岐阜大学に設置された「金型創成技術研究センター」において、金型技術に特化した教育システムを構築し、創造的かつ意欲ある若手技術者を養成・輩出する。

平成20年度までの実績：養成人数91人、定着人数14人

- 企業の競争力強化（従業者一人あたりの付加価値額向上）を通じて、地域経済の活性化と地域再生を図る。

現役社会人対象の金型技術実力アップ講座 平成20年度までの受講者数：10人

【マスコミのとりあげ】

新聞：平成18年度4件、平成19年度14件、平成20年度7件

今後の予定等

- 岐阜大学が、「地域再生人材創出拠点の形成」プログラムで、養成目標人数としている4年目で33人、5年目で38人の中から、大垣市を中心とした地域の金型関連企業への定着を目指す。
- 指標の一つとして、大垣市における一般器械器具製造業の従業者一人あたりの付加価値額を、平成16年を基準として平成25年に1.2倍を目指す。
- 大垣市では、商工会議所と連携し現役社会人を対象に金型技術実力アップ講座を開催し、技術者のスキルアップの取組を進めていく。

知の拠点活用による 浜松ものづくり産業再生計画

都道府県名	静岡県
作成主体名	静岡県、浜松市
区域の範囲	浜松市の全域



認定状況

平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）

（途中 3 回変更あり）

平成 20 年 7 月 9 日 変更（第 10 回）

適用される支援措置

- ・科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
- ・現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）
- ・地域企業立地促進等補助事業
- ・外国企業誘致地域支援事業
- ・中小企業地域資源活用プログラム
- ・地域イノベーション創出研究開発事業
- ・外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業

主な関連事業

- ・知的クラスター創成事業 浜松地域オプトロニクスクラスター構想<静岡県・浜松市>
- ・産業クラスター計画 三遠南信バイタライゼーション浜松支部事業
　　<浜松市・浜松商工会議所>
- ・静岡新産業集積クラスター推進事業<静岡県>



[世界に誇る浜松のものづくりを担うイノベーション人材の育成]

知の拠点活用による浜松ものづくり産業再生計画（静岡県、浜松市）

背景

- 浜松市は、古くから、繊維・楽器・輸送用機器の三大産業をはじめとした製造業（ものづくり産業）に特化した都市として発展を続けてきた。
- 近年、生産拠点の海外流出やバリューチェーンの変化等の問題に直面し、ものづくり産業の空洞化に対し、地域全体で危機感を抱いている。
- 当地域に根付くベンチャースピリット「やらまいか精神」を小中高生の時から鼓舞し、地域内において若手技術者を多数育成することで地域産業の発展に寄与していくことが、ものづくりのまちの持続的発展には不可欠である。

経緯及び効果

- 「はままつ産業創造センター」を中心として、静岡大学工学部をはじめとした地域における知の拠点を活用し、大学等で長期にわたって蓄積された技能や技術を継承しつつ、最先端の技術を習熟したイノベーション人材の育成を推進。
- 中心となる「はままつ産業創造センター」では、複数の産業支援機関や情報等を一元的に取りまとめ、総合的支援を実施・提供可能な組織として、地域の産学官によるイノベーションを、知の拠点である大学等とともに牽引。
- 地域の小中高生を対象に、将来の若手技術者の育成を目指した様々な取組を進め、イノベーションの連鎖的創出による「ものづくりのまち」としての再生を、地域の産学官の強固な連携・協力体制の下で実施。
- 地域の小中高生が、身近に「ものづくり」にふれあうことで、ものづくりの楽しさやすばらしさに出会い、結果として、理数系に关心をもつ子どもたちが増加。
- 地域の小中高生がものづくりの志をもって大学に進学して知識や技術を身につけ、当地域に戻って地域のものづくり企業に就職することで、常にイノベーションを起こし続ける土壌を醸成。
- 優秀な人材が地域内外から集積することにより、地域の知の拠点である大学等のポテンシャルも向上。また、世界的な研究テーマや研究者、研究機関や企業等も増加し、国際優位性のある産業集積が一層加速。

【マスコミのとりあげ】

新聞：全国紙 10 件、地方紙 26 件（関連プロジェクト等も含むと 100 件超掲載）

今後の予定等

- ものづくりのすばらしさを小中高生に伝えるべく、「ものづくりはままつ十年構想」の実現を目指すとともに、ものづくり理科地域支援ネットワーク「浜松 RAIN 房」等を通じて、持続的かつ積極的に人材育成に係る諸事業を推進していく。
- 「はままつ産業創造センター」を中心に、産学官連携による体系的人材育成プログラム等を積極的に進め、地域のものづくり産業にイノベーションをおこすことのできる即戦力の人材やものづくり産業の将来を担う優秀な人材を、地域の産学官金が一丸となって育て上げる。
- 計画目標 工業の事業所数の増加→ 6,500ヶ所超(H22)【H19:2,856ヶ所(社員4人以上)】
 - 〃従業者数の増加→ 100,000人超(H22)【H19:92,627人】
 - 〃製造品出荷額等の増加→ 2兆7千億円超(H22)【H19:3兆2千億円】

けいはんな学研都市知的再生計画

都道府県名	その他		京都府京田辺市・木津川市・精華町の一部、大阪府枚方市・四条畷市・交野市の一部、奈良県奈良市・生駒市の一 部
作成主体名	京都府、大阪府、奈良県		
区域の範囲	京都府京田辺市・木津川市・精華町の一部、大阪府枚方市・四条畷市・交野市の一部、奈良県奈良市・生駒市の一 部		

認定状況

平成19年7月4日 認定（第7回）

適用される支援措置

- ・外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業
- ・外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業

主な関連事業

- ・セカンド・ステージ・プラン（SSP）に基づく戦略プログラムの推進
- ・知的クラスター創成事業
- ・「京都府けいはんなベンチャーセンター」の運営
- ・「けいはんなベンチャービレッジ(第Ⅱ期)」の整備
- ・津田サイエンスコアにおけるインキュベーション事業
- ・（財）奈良先端科学技術大学院大学支援財団による支援事業
- ・地域結集型共同研究事業等実施
- ・ならテクノ・リエゾンの運営
- ・けいはんな新産業創出・交流センターの運営
- ・津田サイエンスヒルズにおける誘致促進策
- ・やましろ未来っ子サイエンスクラブの実施



【外国人研究者を集積し、地域経済活性化と雇用の創造を推進】

けいはんな学研都市知的再生計画（京都府、大阪府及び奈良県）

背景

- 関西文化学術研究都市では、100以上の研究機関等が集積し、活発な研究開発を行っている。
- 更なる学術研究施設の集積を目指し、施設誘致などの積極的な取組を進めている。
- ATR(国際電気通信基礎技術研究所)等の機関において、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理、永住許可の弾力化を行い、優れた外国人研究者の早期集積と定着化を図る。
- 國際的な競争力のある技術革新のための集積「知的クラスター」の創設や、國際的知的求心力のある「国際研究開発拠点」の形成を促進し、新産業の創出等による地域経済の活性化を目指す。

経緯及び効果

- 知的人材の国際化と研究開発の国際化
平成20年度までの実績：外国人研究者受入数246人
- 外国人、民間、大学の能力及び研究成果の実証実験を活用した産業の再生
平成20年度までの実績：国内特許登録件数945件、国際特許登録件数204件

【マスコミのとりあげ】

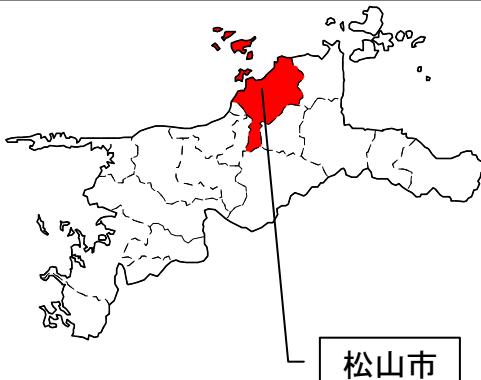
新聞：平成19年度25件、平成20年度30件

今後の予定等

- 平成21年度から「けいはんなベンチャービレッジ」においてベンチャー企業を誘致開始・立地促進を図る。
- 「けいはんな新産業創出・交流センター」におけるコーディネート機能（営業力）の強化を図る。
- 平成21年度から「やましろ未来っ子サイエンスクラブ」の取組を強化し内容の充実を図る。

健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生

都道府県名	愛媛県
作成主体名	松山市
区域の範囲	松山市の全域



認定状況

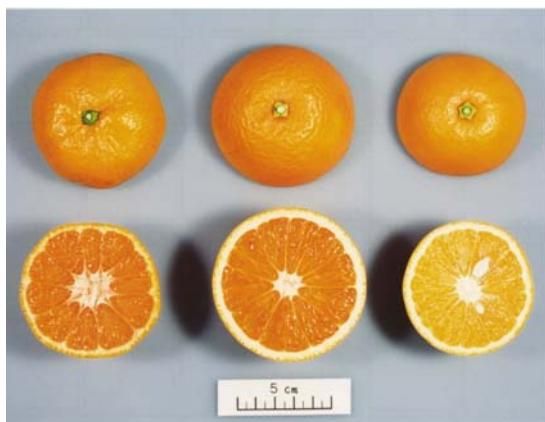
平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）

適用される支援措置

- ・ 地方大学等の知的・人的資源活用による農林水産研究の実用化促進

主な関連事業

- ・ まつやま農林水産物ブランド化推進事業（市単独事業）
- ・ かんきつ農業経営複合化等推進事業（市単独事業）
- ・ 島しょ部農業活性化事業（市単独事業）



[地域農業からの活性化]

健康志向高品質かんきつ産地形成による地域再生（愛媛県松山市）

背景

- 本市農業の基幹は柑橘であり、特に伊予柑の生産量は日本一。
- 伊予柑を始めとする柑橘は、生産過剰による価格低迷が続いている。
- 高糖度で食べやすい消費ニーズにあった有望品種への転換や早期育成の加速化が課題。

経緯及び効果

- 地域再生計画に伴う説明会及び研修会の開催によって、キメラ柑橘の試食や栽培について検討（平成20年度 計2回 20人）。
- かんきつ転換作物の「新品目現地栽培講習会」を開催し、現地試作や新品目の導入を促進。
かんきつ転換作物4品目：「栗味カボチャ」、「オクラ」、「ライスフラワー」、「ハボタン」
- まつやま農林水産物ブランド化推進協議会が、平成18年に、かんきつの「紅まどんな」、「せとか」、水産物の「活媛あなご」、平成19年には、かんきつの「カラマソダリン」、水産物の「ぼっちゃん島あわび」、さらに平成20年には水産物の「銀鱗にぼし」、野菜の「松山長ナス」の7品目を『まつやまブランド』として認定し、販売促進活動やPRを実施。

【マスコミのとりあげ】

地方紙2件

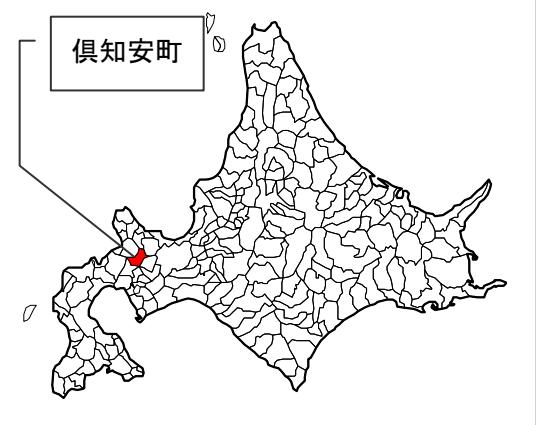
今後の予定等

- 現地圃場でのキメラ柑橘品種等新品目栽培試験
- キメラ柑橘品種等新品目の市場調査

☆キメラ柑橘…異なる柑橘類の接ぎ木によって作り出された合成周縁キメラ（異なる植物由来の組織から一つの植物体となったもの）の状態の柑橘。これにより、2つの異なる柑橘類の特性を併せ持つ新品種を作ることが可能。

国際リゾート都市“くっちゃん”の確立

都道府県名	北海道
作成主体名	俱知安町
区域の範囲	北海道虻田郡俱知安町の全域



認定状況

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））

適用される支援措置

- ・地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

主な関連事業

- ・外国語表記等によるホスピタリティ向上
- ・俱知安町自治体職員交流事業（豪州自治体研修員受入れ）



【人に優しい 心からのありがとう を伝えることができる町へ】

国際リゾート都市“くっちゃん”の確立（北海道俱知安町）

背景

- 全国有数の雪質と規模を誇るスキー場
- スキーリゾートエリアに外国資本企業が参入
- 外国人宿泊者延べ数 平成12年度3,786人→平成19年度143,557人（38倍）
(うちオーストラリア人 平成19年度89,503人)
- 地域再生の機会が到来しているにもかかわらず、受け入れ態勢づくりが不十分
- ブームで終わらせないための施策が喫緊の課題

経緯及び効果

- 観光客へのホスピタリティ向上事業として、経営者・従業員実践英会話教室や創業・経営のための外国人コーディネーターの設置、外国語等表記の充実、国際交流の推進、観光振興のためのしくみづくりなどを実施。計画期間後も、民間団体による多言語（中・韓・英）会話や国際マナーの講座、町では外国人による国際観光推進員の配置や生活ガイドブック（日英併記）発行などホスピタリティ向上への取組を推進している。
- 外国人観光客と外国資本参入に対応するスキルアップ事業として、就職を目的とした実践英会話教室事業
- 地域提案型雇用創造促進事業（厚労省：パッケージ事業）の支援措置を受け、平成19年度における雇用創出は46人（うち季節雇用者29人）となった。
- 外国人宿泊者延べ数は平成19年度143,557人（対前年比57%増）で、平成19年度目標80,000人を達成した。
- 本計画によるさまざまな取組が、決して外国人観光客に向けてのおもてなしではなく、「リゾート地」としての受入態勢の必要性を町民が感じはじめた。
- 全国都市再生モデル調査（H18）でリゾートビジョンの方向性を示したこと、地域連携によるニセコ俱知安リゾート協議会の設立（H19）、情報発信基地として市街地に「まちの駅」が設置（H19）され、スキー場地区の滞在環境を守る民間交番「ニセコひらふ安全センター」が開設（H19）。また、地域内交通システムの事業化に向け、ニセコリゾートエリア公共交通活性化プロジェクトが開始（H20）された。

【マスコミのとりあげ】

会議等での事例発表2件、雑誌等への寄稿約5件、新聞・雑誌・TV取材多数（関連取材を含む）、議会・大学視察多数

今後の予定等

平成20年度策定のニセコ・リゾートマスター・プランや俱知安町観光振興計画などに基づく施策や事業を着実に推進する。

行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生

都道府県名	京都府
作成主体名	和束町
区域の範囲	京都府相楽郡和束町の全域



認定状況

平成19年9月20日 認定（第7回（2））

適用される支援措置

- ・地域雇用創造推進事業

主な関連事業

○地域力再生プロジェクト支援事業（京都府）

- ・和束山の家周辺ティーパーク整備
- ・和束茶カフェ整備
- ・各種都市農村交流事業開催



和束町の茶畠風景 1



和束町の茶畠風景 2

【地域資源である茶産業を活用した産業振興・雇用創出を推進】

行ってみたい『茶源郷』づくりによる地域再生計画（京都府和束町）

背景

- 低迷する地域経済の向上に向けて、基幹産業である茶産業を機軸に、伝統産業や観光産業との連携を図りながら、産業振興と雇用拡大を早急に図ることが必要。

経緯及び効果

- 地域産品のブランド化・情報の発信、販路拡大・新商品の開発、交流人口の拡大と認知度の向上、伝統産業の継承と発展にむけた産業振興と雇用の創出を図る。
- 茶産業の後継者育成と臨時雇用供給における受け皿づくりの推進。

平成20年度実績：常雇、非常雇計27人増：平成18年度比

- (財)和束町活性化センターを再生し、雇用の拡充・拠点整備を図る。
 - ・和束茶カフェの整備、和束茶加工販売を促進する。
 - ・観光客入り込み数の増加を目指す。
- 平成20年度実績：53,571人（5,131人増：平成18年度比）
- ・販路の拡大・アンテナショップ等を整備し、商工業者の活性化を図る。
 - ・「お茶」を基調とした交流施設整備を行い、遊休施設の活性化を図る。

【マスコミのとりあげ】

新聞：平成19年度30件、平成20年度30件。

テレビ：NHKにて放送（平成20年度）

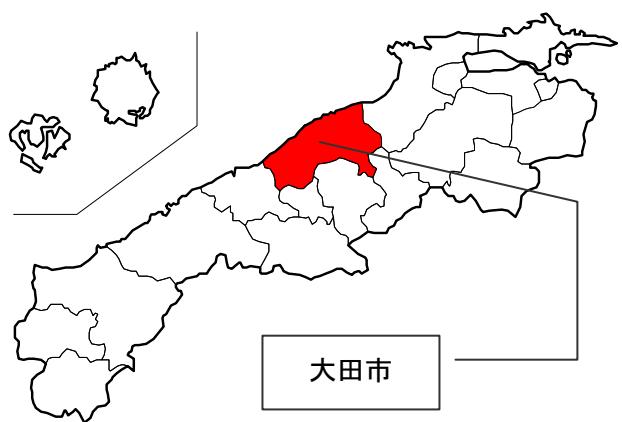
今後の予定等

- 平成21年度から「茶」を活用した農家民泊体験プログラムを実施。
- 平成21年度から「茶」を中心とした地域プロモーション人材の育成事業を実施。

輝き再び石見銀山計画

(地域資源を活用した産業・観光再生計画)

都道府県名	島根県
作成主体名	大田市
区域の範囲	大田市の全域



認定状況

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））

平成 17 年 10 月 1 日 隨時変更

適用される支援措置

- ・地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

主な関連事業

- ・企業誘致対策事業、地場産業振興事業等



石見銀山大森の町並み



龍源寺間歩（坑道）

[地域資源のネットワークによる活発な産業づくり]

輝き再び石見銀山計画（地域資源を活用した産業・観光再生計画）（島根県大田市）

背景

- 「石見銀山遺跡とその文化的景観」は、平成19年7月、日本国内では14件目の世界遺産として登録された。この機を千載一遇のチャンスとして、来訪者の受入体制を整え、世界遺産にふさわしい整備を進めている。

経緯及び効果

- 石見銀山遺跡における拠点施設等を整備した。
- ①ホスピタリティを高め新たな起業や商品開発を担う人材育成、②ものづくり産業の営業力等の強化を担う人材育成、③石見銀山の歴史を担ってきた匠の技（木造建築の伝統技術等）の継承・育成により、雇用を創出する。
- 観光ガイドの養成 平成18年度32名 → 平成19年度66名
- 観光入込客数 平成17年度 約99万人 → 平成19年度 約166万人
- 第三次産業就業人口 平成19年 0.6%拡大
- 第二次産業就業人口 平成19年 1.8%拡大
- 地元就職率 平成19年度 1.0%拡大

【マスコミのとりあげ】

新聞：地方紙

今後の予定等

- 石見銀山遺跡の世界遺産登録に伴い、増加している観光客の受け入れ体制を整えるとともに、地場産業の次世代を担う人材育成に取り組むことにより、地域の雇用拡大を目指す。
- 増加している観光客への対応、既存の地場産業の営業力強化や石見銀山の歴史を担ってきた匠の技（木造建築の伝統技術等）の継承・人材育成を図ることにより、地域に新たな産業を起こし、低迷する景気や雇用の拡大を図ることが期待されている。
- 観光入込客数 平成20年度100万人
- 観光ガイドの養成 平成20年度100名
- 第三次産業就業人口 平成20年2%拡大
- 第二次産業就業人口 平成20年2%拡大
- 地元就職率 平成20年度5%増加

地場産業と住民の共生対流による起業創造と雇用機会の増大

都道府県名	熊本県
作成主体名	荒尾市
区域の範囲	荒尾市の全域



認定状況

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））

平成 18 年 11 月 16 日 変更（第 5 回）

適用される支援措置

- ・地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）
- ・現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 G P）

主な関連事業

- ・空き店舗対策事業補助によるパイロット事業の支援
- ・新規創業支援のためのインキュベーション事業の支援
- ・産炭地域振興センターによるモデル事業育成事業



（まちなか研究室「青研」）

【高齢者の徒歩圏内コミュニティを支えるまちなか研究室から雇用の受け皿とやる気のある担い手が生まれた】

地場産業と住民の共生対流による起業創造と雇用機会の増大（熊本県荒尾市）

背景

- 荒尾市はかつて、三井三池炭鉱を中心とした日本有数の産炭地域であり、広大な丘陵地には炭住街が広がっていた。しかし、平成9年の三井三池炭鉱の閉山にともない、炭住街は取り壊され、新たな住宅開発が行われたものの、産業の停滞が続き雇用や消費が市外へと流れ、高齢化及び雇用の受け皿不足が大きな問題。
- 自立した産業循環の受け皿をつくることを目的に、「食」を中心としたものづくりの起業化を地域再生計画に基づき推進する。

経緯及び効果

- ローリスク、ローコストを基本にスマートビジネスの起業を目指す。
- 当市の課題の解消のため、平成16年度に地域再生マネージャー事業（総務省）、平成17年度にパッケージ事業（厚生労働省）、平成18年度に有明高専と協働する現代GP（文部科学省）の支援措置を効果的に活用する。
- 雇用創出の研究拠点として、まちなか研究室「青研」を中心商店街の空き店舗に設置し、ワイン醸造と農家が直接出荷する農産市の収益で経営の自立を目指すとともに、パッケージ事業の10種の「食」研究会活動の拠点として位置づける。
- 「青研」が半径150メートルの徒歩圏内に高齢者の徒歩圏内マーケットのビジネスモデルとして成立したことを踏まえ、類似の立地条件地域に空き店舗や農協の米蔵を活用したまちなか研究室「にんじん畠」「ありあけの里」を新たに開設した。
- 食づくりの担い手育成によって地域再生プロジェクト商品を開発し、まちなか研究室を中心に販売を始めた。今まで開発した商品は、「のりやののりこばあちゃん」（乾海苔）、芋焼酎「小岱」、「小岱山で採れた手づくりみかんジュースたい」（飲料）、アイガモ玄米コーヒー、「荒尾乃葡萄酒」（ワイン）等。
- コミュニティ民家レストラン「梨の花」、チャレンジショップ「自家焙煎珈琲の木」、コミュニティ花屋「花ステージ」を開設。
- ものづくりの担い手グループが育成され、雇用の受け皿として機能はじめた。
- 新規雇用の創出；272人、法人化；6社（平成17～19年度）、個人店舗：9店
- 総投資額1,000万円で年間1億円の売り上げを記録（平成19年）。

【マスコミのとりあげ】

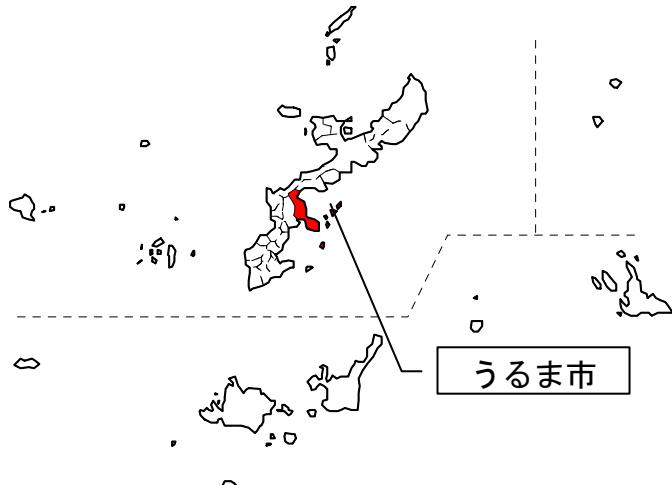
テレビ21件、新聞132件（地方紙含む）、雑誌20件

今後の予定等

- 平成23年には2億円の売り上げを目指す。
- 高齢化した地区を中心にまちなか研究室を新たに2箇所設立予定
- 地域再生プロジェクト商品を新たに10商品程度開発予定

うるま市振興QOLプロジェクト

都道府県名	沖縄県
作成主体名	うるま市
区域の範囲	うるま市の全域



認定状況

平成 18 年 7 月 3 日 認定（第 4 回）
平成 19 年 7 月 4 日 変更（第 7 回）
平成 20 年 11 月 11 日 変更（第 11 回）

適用される支援措置

- ・地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）
- ・市民活動団体等支援総合事業
- ・官民パートナーシップ確立のための支援事業

主な関連事業

- ・環金武湾振興QOLプロジェクト
- ・うるま市IT事業支援センター
- ・KIMUTAKA プロジェクト(19年度)、あやはし eco るねっさんす(20年度)



【地域資源を活用した健康・長寿・感動産業と情報化による雇用機会の増大】

うるま市振興QOLプロジェクト（沖縄県うるま市）

背景

- うるま市は、平成17年4月1日に2市2町が合併して誕生した。
- 沖縄県の製造出荷額の約4割を占めた石油精製企業の閉鎖をはじめ建設業の衰退、農業の不振、観光業の遅れなど基幹産業を失いつつある。
- うるま市の純生産額、所得水準は県平均を下回っており、完全失業率の高い沖縄県にあってうるま市の失業率は県平均を上回っている。
- 沖縄振興計画に基づく「健康・長寿・美」をコンセプトとした「環金武湾振興QOLプロジェクト」を策定し推進している。
- うるま市IT事業支援センター整備事業を推進している。

経緯及び効果

- 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業：「うるま市元気シゴトプロジェクト」）は、事業実施3年目を迎え、地域に浸透したことにより、講座等参加者数については、3年間の目標である1,805人に対して実績見込みが4,800人と265%達成する見込み。また、新規雇用者数も目標数値の1,278人を上回る見込み。
- 市のIT活用の戦略と企業誘致活動がうまく連動して効果的な雇用形態が形成されつつある。
- おきなわ未病ケアセンターが開所し、健康長寿ビジネス、地域特産品のブランド化、ニューツーリズムなど新しい取組が行われている。
- KIMUTAKAプロジェクト、あやはしecoるねっさんすの実施により、官民パートナーシップ確立に向けた成果が現れつつある。

【マスコミのとりあげ】

地元新聞多数、テレビ3件、ラジオ3件、視察多数、

※KIMUTAKAプロジェクトは、その後ローカルテレビにて毎週放映された。

今後の予定等

- 研究会の活動に対しアドバイザー派遣等の支援を行い、起業に向けてバックアップ体制を構築する。
- 平成21年度から、広域版の新パッケージ事業の導入を目指している。
- 国県との連携や産学官民の連携により計画の推進を図る。

ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画

都道府県名	福井県
作成主体名	福井県、勝山市
区域の範囲	勝山市の全域



認定状況

平成 17 年 6 月 17 日 認定（第 1 回（1））

（途中 2 回変更あり）

平成 20 年 3 月 31 日 変更（第 9 回）

適用される支援措置

- ・道整備交付金
- ・汚水処理施設整備交付金

主な関連事業

- ・勝山市エコミュージアム推進事業（勝山市、勝山市エコミュージアム協議会）
- ・まちづくり交付金（勝山市）
- ・森林居住環境整備事業（勝山市）



勝山市長尾山総合公園内の
恐竜化石発掘体験



苔宮として知られる平泉寺白山神社

[市民と行政の協働による地域再生]

ふるさと元気博物館・勝山市エコミュージアム推進計画（福井県、勝山市）

背景

- 勝山市は、白山文化交流都市「恐竜王国 勝山」をまちの将来像にかけ、まち全体を屋根のない博物館とみなす「勝山市エコミュージアム構想」を提唱している。
- 市民と行政が協働して、地域の自然・歴史・産業遺産を再発見し市民生活や観光誘客での活用を目指す「勝山市エコミュージアム推進計画」によるまちづくりを進めている。

経緯及び効果

- 道整備交付金により、道路を拡幅し通行の安全性を図るとともに、地域のネットワーク、観光施設へのアクセス道として活用し、各資源を回遊するための効率的な道路ネットワークを構築したことにより、大型車の通行困難箇所の改善が進み、観光客が増加した。
観光入れ込み客数 H17年 1,118千人 → H19年 1,391千人
うち宿泊客数 H17年 78千人 → H19年 82千人
- 同交付金により、森林へのアクセスを整備し、森林施業の効率化を図り、自然環境の保全を行なったことにより、平成17~19年度の3ヶ年で55haの森林整備が行なわれた。
- 汚水処理施設整備交付金により、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備を促進し、自然環境の改善、水質保全を進めたことで、処理人口が23,167人となり、普及率が平成16年度末83.1% → 平成18年度末86.6%に増加した。

【マスコミのとりあげ】

平成18年8月 中馬弘毅元行政改革担当大臣が視察

今後の予定等

- 誘客数は増加傾向にあるが、今後は宿泊型観光への転換を図り、宿泊客の割合を増加させたい。

黒木町「環境共生の里づくり」再生計画

都道府県名	福岡県
作成主体名	福岡県、黒木町
区域の範囲	福岡県八女郡黒木町の全域



認定状況

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））

（途中 1 回変更あり）

平成 18 年 3 月 31 日 変更（第 3 回）

適用される支援措置

- ・道整備交付金
- ・補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ・公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

関連する事業

- ・都市住民交流事業
- ・矢部川流域サミット（県単独事業）



[都市農村交流]

黒木町「環境共生の里づくり」再生計画（福岡県、黒木町）

背景

- 町立笠原東小学校は、生徒数が減少したことにより、平成 16 年 3 月に統合され廃校となった。
- 「グリーンピアハ女」は、国がグリーンピア事業から撤退し、国から黒木町に移管された。

経緯及び効果

- 元笠原東小学校の愛称を全国から募集。310 件の応募あり、選定の結果「えがおの森」に決定。そのオープン記念として平成 19 年 3 月 10 日に「里山コンサート」を開催、約 200 人の参加有り。以降毎年度里山コンサートを開催中。
- 元笠原東小学校を整備し、農林業体験交流施設として平成 19 年 4 月にオープン人気の交流事業
 - ・お茶の木オーナー制度（平成 H20 年度 62 区画、関東方面からも契約有り。）
 - ・椎茸オーナー制度（平成 20 年度 147 口、福岡地区・筑後地区の契約が主。）
- 「第 11 回国際里山・田園保全ワーキングホリデー in 福岡」を平成 20 年 9 月 19 ~28 日に開催、「黒木国際ワークキャンプ里山 80 日ボランティア」を平成 20 年 9 月 1~11 月 19 日に開催、スロバキア・ニュージーランドから参加有り。
- 黒木町の特産物「ハ女茶」を、テーマにした筑後スローフードフェスタを開催した。（平成 20 年 11 月 16 日）

【マスコミのとりあげ】

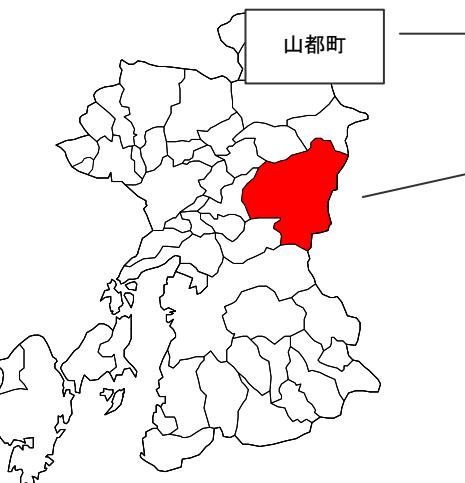
新聞：全国紙 7 回、地方紙 5 回
テレビ：NHK 総合テレビ 6 回

今後の予定等

- 「里山コンサート」「国際里山・田園保全ワーキングホリデー」を平成 21 年度も開催予定。
- お茶の木・椎茸オーナー制度等、農林業体験交流事業の充実を図る。
- 道整備交付金を活用し、グリーンピアハ女、元笠原東小学校へのアクセスを改善中（計画 5 分短縮）。
- 森林の保有する多面的機能を発揮するため、森林整備の推進中（計画量 15ha）。

潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

都道府県名	熊本県
作成主体名	熊本県、山都町
区域の範囲	熊本県上益城郡山都町の全域



認定状況

平成 17 年 11 月 22 日 認定（第 2 回）
(途中 5 回変更あり)
平成 20 年 11 月 11 日 変更（第 11 回）

適用される支援措置

- ・道整備交付金
- ・補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
- ・目的別・機能別交付金総合実施制度
(地域介護・福祉空間整備交付金及び道整備交付金)
- ・公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

主な関連事業

- ・地方道路整備交付金事業（国土交通省）
- ・森林環境保全整備事業（林野庁）



[廃校舎等地域資源を活かした地域の活性化]

潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画（熊本県、山都町）

背景

- 豊かな自然に育まれた矢部茶などの特産物を有する農林業の盛んな町であるが、近年、少子化、過疎化により小中学校の統廃合を余儀なくされ、廃校校舎等施設の空き施設が増加している。
- 中山間地域特有の急峻な地形のため、集落から公共的機関等がある中心市街地への連絡に時間要する。
- 後継者不足による農林業の衰退と、高齢化の進行による地域活力の低下が懸念されており、豊かな森林・農地の維持が困難になりつつある。

経緯及び効果

- 地域資源である廃校校舎（8校）等を、コミュニティ施設、農林産物加工施設、小規模多機能型居宅介護事業所等に転用・整備し、地域住民・事業者への無償貸付けを実施、農林業の振興と地域の活性化を図っている。

農林産加工施設 3 施設、小規模多機能型居宅介護施設 2 施設、
児童福祉施設 1 施設、社会体育施設 1 施設、
障害福祉サービス施設 2 施設、地域コミュニティ施設 4 施設
- 集落と中心市街地とのアクセスの改善と森林の整備を図るため、平成 17 年度より町道と林道の一体的な整備を推進し、町道 9 路線、林道 1 路線が整備採択され、うち林道 1 路線が整備完了した。

【マスコミのとりあげ】

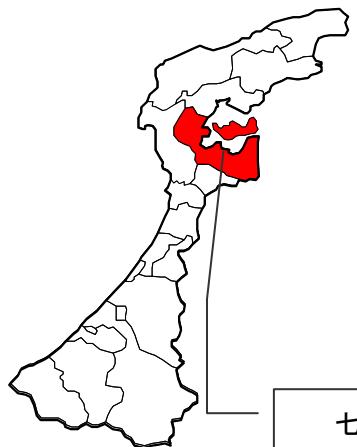
2 件

今後の予定等

- 未活用の廃校舎等の有効活用の推進
未活用 4 施設（平成 20 年度）→解消（平成 27 年度）
- 町道整備計画路線の整備
9 路線の整備完了（平成 21 年度）

「でか山のまち・ななお」の再生計画

都道府県名	石川県
作成主体名	七尾市
区域の範囲	七尾市の区域の一部（旧七尾市地区）



七尾市

認定状況

平成 17 年 6 月 17 日 認定（第 1 回（1））

平成 20 年 3 月 31 日 認定（第 2 回）

適用される支援措置

- ・汚水処理施設整備交付金

主な関連事業

- ・和倉温泉地区まちづくり事業
- ・御祓川ふるさとの川整備事業
- ・シンボルロードまちなみ形成事業



御祓川に集結する世界に誇る祭り「でか山」



御祓川に架かる仙対橋

（でか山を橋のデザインに盛り込んでいる）

[親水空間の回復により、歴史と祭りが息づく観光都市を目指して]

「でか山のまち・ななお」の再生計画（石川県七尾市）

背景

- 七尾市は歴史的・文化的な観光資源として数多くの祭りが存在している。特に、日本一大きな山車が御祓川沿いを練り歩く「青柏祭の曳山行事（でか山）」は多くの観光客が訪れる祭りである。
- しかし、御祓川流域においては、汚水処理施設の普及状況が約37%と低く、御祓川の水質へ大きな影響を与えている。この御祓川の水質悪化は「青柏祭の曳山行事（でか山）」を見るために来訪する観光客に対して良いイメージを与えることはなく、観光産業が主要な産業である本市にとって大きなマイナス要因である。

経緯及び効果

- 汚水処理施設整備交付金を活用して、汚水処理施設の整備をより一体的・効率的に促進し、生活環境の改善、御祓川の水質改善に伴う親水空間の回復を図り、七尾市に住む人と訪れる人双方が、お互いに心から楽しめる、歴史と祭りが息づく観光都市を目指す。
- 汚水処理施設の普及率が51%へと向上し、約2万3千人の生活環境が改善した。
- 御祓川の水質が平成9年度のBOD13mg/lから7.2mg/lへと改善した。また、各種事業により創造された親水空間が有効に活用されている。
- 観光都市として魅力あふれる七尾市の創造に向けて、和倉温泉地区まちづくり事業、御祓川ふるさとの川整備事業、シンボルロードまちなみ形成事業等の事業を推進する。
- 平成20年度の青柏祭においては、5月のゴールデンウィークで約15.4万人の観光客が訪れ、メインの曳山行事を楽しんだ。

【マスコミのとりあげ】

テレビ5件、ラジオ5件、新聞20件、情報誌

今後の予定等

- 御祓川の水質改善に向けて、汚水処理施設の整備促進を継続するとともに、その他まちなみ形成事業等を推進する。

汚水処理施設普及率：53%以上（平成21年度）

”みなとまち八幡浜”再生計画

都道府県名	愛媛県
作成主体名	愛媛県、八幡浜市
区域の範囲	八幡浜市の区域の一部（八幡浜港及び大島（真穴）漁港）



認定状況

平成 17 年 11 月 22 日 認定（第 2 回）

平成 20 年 3 月 31 日 変更（第 9 回）

適用される支援措置

- ・港整備交付金

主な関連事業

- ・八幡浜港にぎわい空間施設整備事業
- ・八幡浜漁港広域漁港整備事業（特定）
- ・天然記念物「大島シュードタキライト及び变成岩類」活用事業
- ・遊歩道「もっくんロード」整備による街並み交流拠点整備事業



[みなとから地域の活性化を図る]

“みなとまち八幡浜”再生計画（愛媛県、八幡浜市）

背景

- 八幡浜市は、近年では一次産業の低迷、高齢化と若年層の流出等により市全体としても活力が失われ、県下の市で唯一の過疎指定を受ける地域となっている。
- 現在、通過客となっているフェリー乗降客、市民等が立ち寄れる場を創出することが課題。
- 当市西南の離島に位置する大島漁港においては、特に過疎化、高齢化が著しいため、安心して暮らせる高齢者にやさしい漁港整備が課題。

経緯及び効果

- フェリー乗降客、港湾・市場関連就業者、港湾交流施設などへの来訪者の場として、また、観光朝市、フリーマーケット等集客のための各種イベントが開催できるスペースとして緑地を整備し、賑わいあふれる港湾交流空間を創出により、八幡浜港の船舶乗降客数増加を目指す。
- 八幡浜港を、にぎわいの核として、さらに地域の活性化にも寄与しうる拠点及び空間として、積極的な活用を位置づける制度である「みなとオアシス」に登録（平成17年8月）。
既設旅客ターミナル1Fに観光物産情報・交通機関情報・地元会社情報を提供するためのインターネット無料アクセスポイントを設置
- 離島航路及び離島用生活物資運搬貨物船の発着施設として、安全で高齢者にやさしい浮桟橋を整備。
- 港湾施設利用及びフェリー乗降車両の通行を分離し、交通安全と港湾物資輸送の円滑化を図る目的で臨港道路を整備。
- 大島漁港において、漁港施設機能の向上、安全で効率的な漁業活動を目指し、物揚場及び漁港施設用地を整備し、漁業作業時間の短縮を図る。作業の軽量化及び安全性の向上を図り、就業年齢の延長により、高齢者が長く、安心して暮らせるまちづくりを行う。
- 約30軒の魚屋さんを中心とした特産品いっぱいの海鮮朝市
毎月第2日曜日に開催 毎回約5,000人の来訪
 - ・みなとオアシスと連携し、八幡浜市内の町並み案内
 - ・地元旅行会社等と共同で、市外・県外からのツアー実験の企画及び実施

【マスコミのとりあげ】

テレビ2件、新聞：地方紙約40件、地元紙約100件

今後の予定等

- 港整備交付事業完了後、観光魚市場の建設(平成22・23年)による集客力UP
- 隣接地区に市場関連施設のリニューアル(平成23・24年)
- フェリーターミナル・観光魚市場・魚市場の導線化完了→平成24年

横浜型企業誘致・産業立地促進計画

都道府県名	神奈川県
作成主体名	横浜市
区域の範囲	横浜市の全域



認定状況

平成 18 年 11 月 16 日 認定（第 5 回）

適用される支援措置

- ・公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大
- ・外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業
- ・外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業

主な関連事業

- ・「企業立地促進条例」等による企業誘致の推進
- ・バイオ関連産業の創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進



[横浜経済の持続的発展を目指して]

横浜型企業誘致・産業立地促進計画（神奈川県横浜市）

背景

- 市内事業所数の減少が続く中、急速に進むグローバル化や情報化などの経済社会環境の変化や、急成長するアジア諸都市との都市間競争等に対応し、横浜経済を持続的に発展させていくことが求められている。
- 既存産業の活性化にあわせて、今後の横浜経済をリードするような、競争力を有する企業の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に取り組むことが必要。
- 市内には、大学や公的研究機関、高度な技術を持つ企業が数多く存在しており、誘致によって集積した企業と市内企業や大学、研究機関との連携を進め、本市経済基盤の充実と底上げを図る必要がある。

経緯及び効果

- 「企業立地促進条例」による市税の軽減や助成制度の活用等により企業誘致を推進。
 - ・企業立地促進条例適用件数 44件（平成20年12月末現在）
- 「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業の誘致を推進。
- 公有地において企業誘致（公募）事業を実施し、事業者を決定。
 - ・所在地：横浜市都筑区池辺町字藪前4261-1
 - ・面積：11,076.61m²
 - ・事業者：パナソニック株式会社

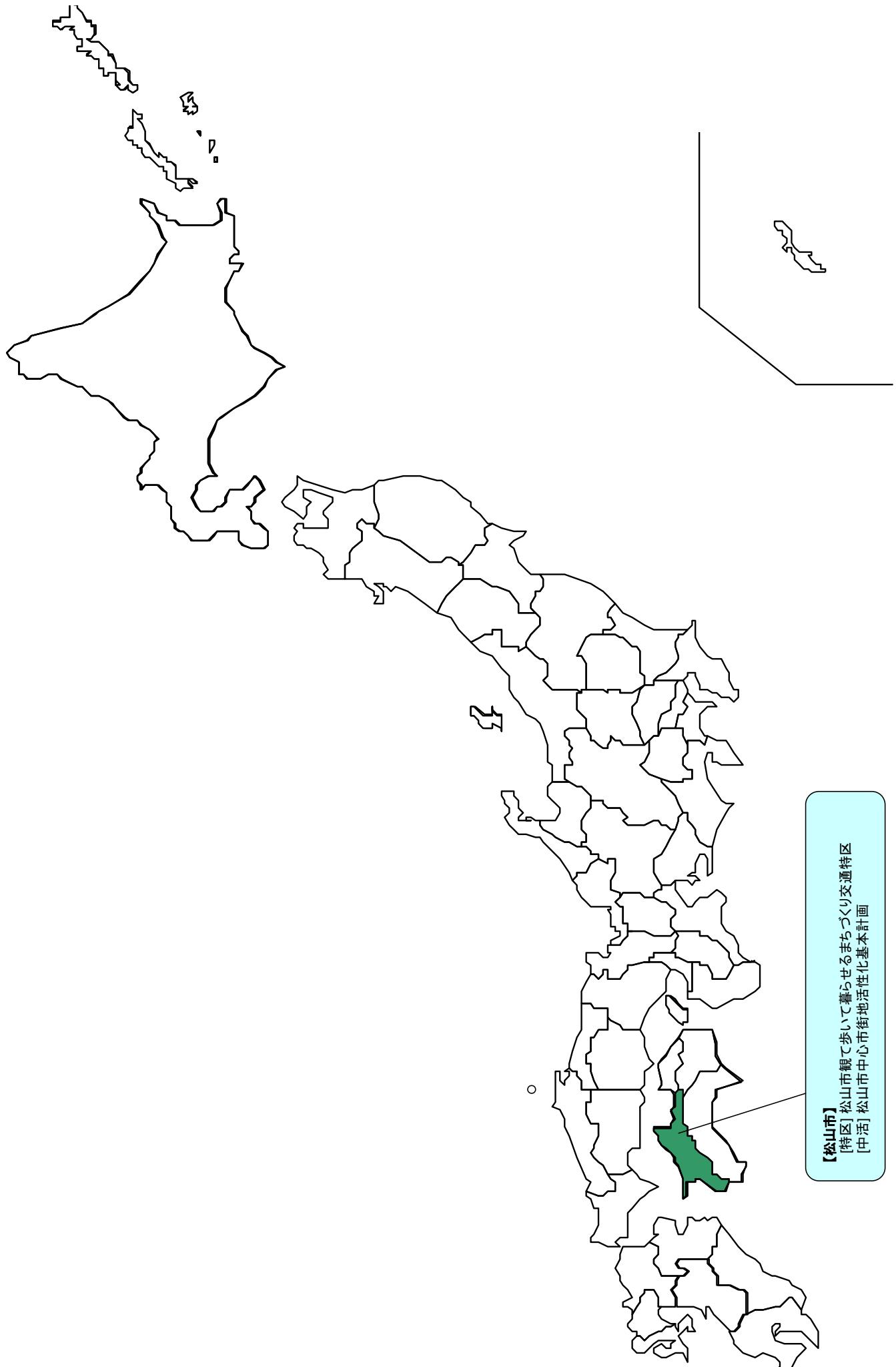
【マスコミのとりあげ】

新聞約10件

今後の予定等

- 横浜型企業誘致・産業立地促進計画として、平成18～22年度の5ヵ年で、次の目標達成を目指す。（横浜市全域）
 - ①誘致・新規立地企業数・・・250件
 - ②工場新增設促進件数・・・200件
 - ③バイオ関連企業市内立地数・・・160社

○ 特区・中心市街地活性化に取り組んでいる事例



【松山市】
[特区] 松山市鏡で歩いて暮らせるまちづくり交通特区
[中活] 松山市中心市街地活性化基本計画

〔特区〕松山市観て歩いて暮らせるまちづくり交通特区《提案者特区》

〔中活〕松山市中心市街地活性化基本計画

都道府県名：

愛媛県

申請主体名：

松山市

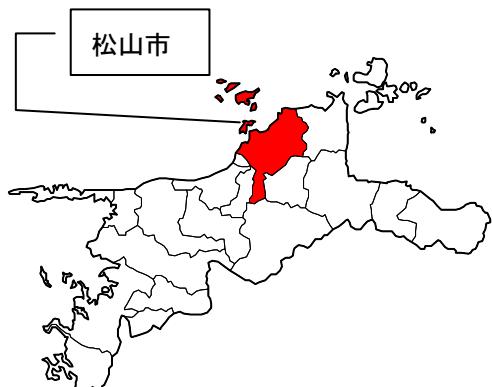
区域の範囲：

【特区】

松山市の区域の一部（中心市街地、道後地区及び三津地区）

【中活】

松山市の区域の一部
(450ha)



認定状況：

【特区】

平成 15 年 11 月 28 日 認定（第 3 回）

平成 18 年 7 月 3 日 特例措置の全国展開により取消

【中活】

平成 20 年 11 月 11 日 認定

適用される規制の特例措置：

- ・地域参加型のまちづくり計画に基づく交通規制の実施
[全国展開済] 【提案者】

主な関連事業：

- ・松山まちづくり交通計画
- ・松山市『歩いて暮らせる街づくり』構想
- ・道路空間再配分事業

まちづくり協議会の開催



自動車・歩行者が錯綜した道路



松山市観て歩いて暮せるまちづくり交通特区 松山市中心市街地活性化基本計画（愛媛県松山市）

背景

- 松山市では『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくりを進めている。これは、市民が自覚をもってまちづくりを進め、多くの人に地域文化の魅力を感じてもらう物語性のある都市観光の振興を目指すもの。
- 『坂の上の雲』のまちづくりにおいて、松山城を中心としたセンターゾーン、及びサブセンターゾーンの道後地域と重複する中心市街地は、本市の経済を牽引する地域であり、官・民一体となった活性化事業を展開し、コンパクトで賑わいのあるまちを目指すものである。

経緯及び効果

- 平成11年3月に旧中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定し、各種事業に取り組み、まちの賑わいや街なか居住については一定の成果を得ているものの、各種商業指標は減少し、観光客もピーク時（平成11年）の賑わいには回復していない。
- そこで、総合的まちづくりの中に交通規制を取り入れることにより、市民や観光客が安心してゆっくりと回遊できるようになり、滞在時間や来街者が増え商業観光産業の活性化を図るとともに、観光・商業振興を図るため、官民一体となった活性化事業に取り組む新たな中心市街地活性化基本計画を策定した。

【来街者・歩行者数】大街道(平日) 平成19年11月現在 17,480人/12h

- 都市基盤整備、観光振興、商業振興等、計68事業を平成25年3月までに実施し、「街なかの賑わい創出・観光交流人口増・商業活性化」に資する。

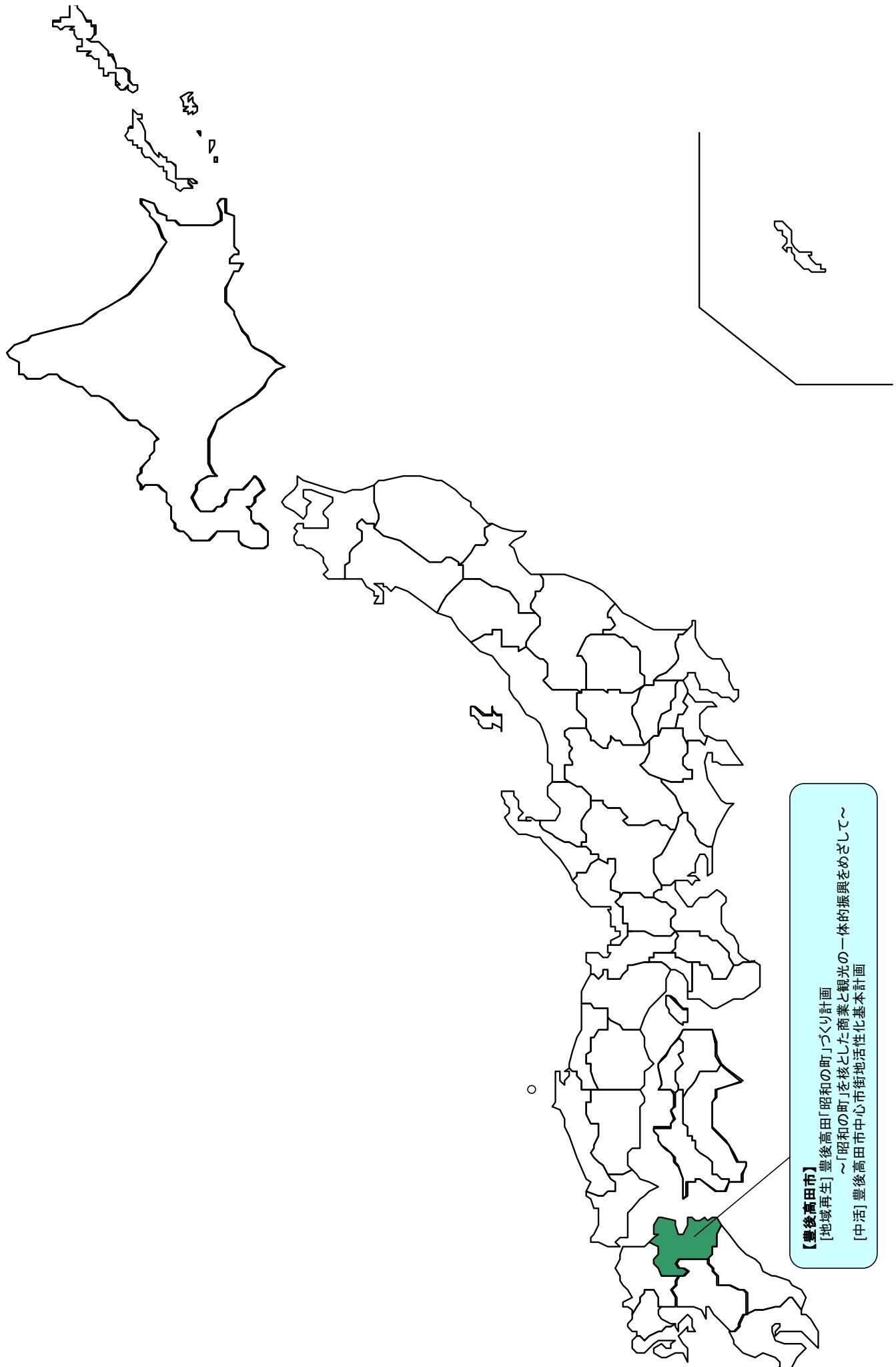
【マスコミのとりあげ】

- ・テレビ10件、新聞 全国紙12件、地方紙10件、各種雑誌4件、その他取材9件

今後の予定等

- 関係機関及び地域住民との検討・調整
- 萱町商店街の車両の進入規制・商品の道路占用又は路肩のカラー舗装による歩車共存道路についてワークショップ
- 道後温泉駅及び放生園前の方通行について整備
- 三津駅舎（伊予鉄道）などの拠点整備の方向性により検討
- 計画されている計68事業を実施するとともに、毎年、事業実施及び目標達成状況を精査・検討し、必要に応じ新たな事業についても、官民一体となって検討する。

○ 地域再生・中心市街地活性化に取り組んでいる事例



【豊後高田市】
[地域再生] 豊後高田「昭和の町」づくり計画
～「昭和の町」を核とした商業と観光の一一体的振興をめざして～
[中活] 豊後高田市中心市街地活性化基本計画

〔地域再生〕 豊後高田「昭和の町」づくり計画 ～「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興をめざして～

〔中活〕 豊後高田市中心市街地活性化基本計画

都道府県名	大分県
作成主体名	豊後高田市
区域の範囲	【地域再生】 豊後高田市の全域 【中活】 豊後高田市の区域の一部 (71.0ha)



認定状況

【地域再生】

平成 17 年 7 月 19 日 認定（第 1 回（2））

平成 18 年 3 月 31 日 変更（第 3 回）

【中活】

平成 19 年 5 月 28 日 認定

（途中 3 回変更あり）

平成 20 年 11 月 5 日 変更

適用される支援措置

- ・ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）
- ・ 日本政策投資銀行の低利融資等

主な関連事業

- ・ 昭和の街並み景観整備
- ・ 昭和の拠点施設整備
- ・ 昭和の歴史再生整備



豊後高田「昭和の町」づくり計画 ~「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興をめざして~
豊後高田市中心市街地活性化基本計画（大分県豊後高田市）

背景

国東半島西の玄関口として栄え、国東半島随一の“おまち”であった中心商店街も、昭和40年代の宇佐参宮線の廃線やモータリゼーションの進展、そして、平成の時代に入り、大型店・金融機関の移転・撤退、さらには商店主の高齢化や後継者不足などにより急速に衰退し続けた結果、地元商店街からは客足が遠のき、ついに『人通りよりも犬や猫の通りの方が多い』と表現されるほど寂れてしまった。

経緯及び効果

- 商店街の再生に観光振興策を用い、商業と観光の一体的な振興を目指す。
- 商店街を新たな観光地として再生した昭和の町を核として、市内に数多く存在する他の地域資源との連携活用により市内全体を魅力ある観光地として充実させ、地場産業や観光、商業の振興を目指す。
- 昭和の町の管理・運営機能について、民間的手法を用いたマネジメントを行ながら、昭和の町のコンセプトが伝わるような品質管理を担う組織づくりを行う。
- 昭和の町の取組により中心市街地の活性化を図り、空き店舗の解消等の取組などによる地域雇用機会の拡大を図る。
- テレビ、新聞等で「昭和の町」として大きく取り上げられ、観光客が増加。

	H13	H14	H15	H16	H17
観光客数(人)	25,712	80,528	202,334	249,392	259,647
(対前年比(%))	(-)	(313.3)	(251.3)	(123.3)	(104.1)

- 昭和の町の取組を進める商店街の一部で店舗数・商品販売額・従業員数がともに増加。(平成14年⇒平成16年) (商品販売額約120%アップ)
- 昭和の町の取組を進めた結果、商店街の一部で歩行量が約5倍アップ。
- 増加していた空き店舗が減少。(平成15年31店舗⇒平成18年19店舗)

【マスコミのとりあげ】

NHKの地域活性化の取組を紹介する番組の素材として取り上げられたほか、テレビ、新聞、雑誌などに多数紹介。

今後の予定等

- 新たな観光拠点施設の整備
- 市の中心部を流れ、商店街を二分する橋を昭和の町にマッチした橋への架け替え
- 昭和の町周辺の環境整備(公園改修、駐車場整備)

